

# 宇都宮の環境

(環境状況報告書 令和3年度版)



令和4年3月  
宇都宮市

# 目次

第1部	第3次宇都宮市環境基本計画の概要	3
1.1	計画の位置づけ	4
1.2	基本理念	6
1.3	計画期間	6
1.4	成果指標	7
1.5	環境都市の姿	7
1.6	重点戦略	8
1.7	分野別の基本施策	10
第2部	状況報告書 要旨	11
2.1	成果指標の状況について	12
2.2	重点戦略の状況について	13
2.3	分野別の施策の進捗状況	16

## 第 1 部

### 第 3 次宇都宮市環境基本計画の概要

## 1.1 計画の位置づけ

---

### (1) 背景・目的

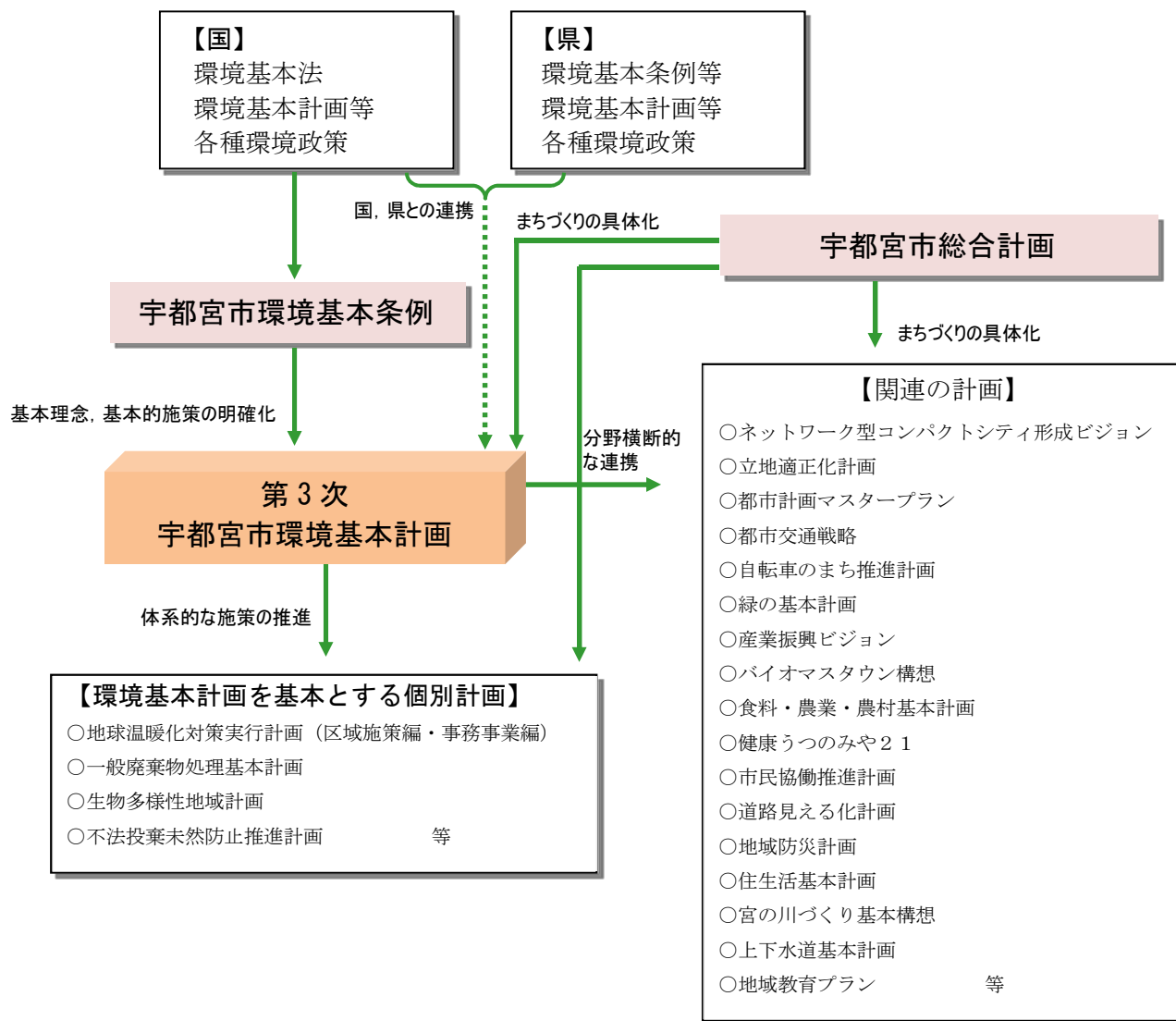
進行する地球温暖化, 東日本大震災を契機とした安全で快適な日常生活に係る市民ニーズなどの多様化する環境問題への対応や, 本市のまちづくりや社会・経済と連携した総合的・横断的な環境施策の展開等が求められていることから, 市民の主体的な行動力を向上するため, 新たに環境都市の姿を明確化し, その実現や環境負荷低減に資する取組を総合的に展開するため, 第3次環境基本計画を策定するものです。

### (2) 計画の位置づけ

宇都宮市環境基本計画は, 宇都宮市環境基本条例に基づく環境行政上の総合計画となります。

また, 第6次宇都宮市総合計画の分野別計画「産業・環境の未来都市の実現に向けて」の基本施策「環境への負荷を低減する」を実現するための計画としても位置付けられており, 本市のさまざまな行政分野と連携しながら総合的・分野横断的に取り組みます。

## 【計画の位置付けに係るイメージ図】



## 1.2 基本理念

---

みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや

- ① 社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減する。
- ② 限りある資源を循環できる社会を構築する。
- ③ 自然環境を保全する。(生物の多様性の確保を含む)
- ④ 人と自然とが共生する都市を形成する。

## 1.3 計画期間

---

平成 28 (2016) 年度から令和 7 (2025) 年度

【前期】 平成 28 (2016) 年度 から 令和 2 (2020) 年度

【後期】 令和 3 (2021) 年度 から 令和 7 (2025) 年度

## 1.4 成果指標

成果指標	基準	目標
市民1人当たりの二酸化炭素排出量	3.2t-CO <sub>2</sub> /年 (H25)	2.8t-CO <sub>2</sub> /年 (R2)
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量（資源物以外）	552グラム (H26)	530グラム (R2)
自然環境の豊かさに関する愛着度	31.6% (H26)	35.0% (R2)

## 1.5 環境都市の姿

本計画では、市民、事業者、市（行政）の三者が共通認識を持って良好な環境の創造と保全に取り組むため、基本理念で掲げる本市が目指す“環境都市の姿”を明確にしました。

みんなが「もったいない」のころを持って行動し、  
自然の恵みとエコで便利なライフスタイルを満喫できるコンパクトシティ

### 【ひと】

みんなが“「もったいない」のころ”を持って、自然の恵みとエコで便利なライフスタイルを満喫しながら、健康で快適に暮らせるまち

### 【まち】

水と緑があふれる空間の中に、様々な機能をもった拠点が形成され、誰もが目的にあわせて自由に活動、移動できる利便性の高いコンパクトなまち

### 【しくみ】

みんなが“「もったいない」のころ”で自然・文化・人・モノを大切にし上手に活用する、環境にやさしい循環の仕組みが、エコな暮らしや経済活動を支えているまち

## 1.6 重点戦略

重点戦略は、“環境都市の姿”を実現するため、計画期間内に優先的に取り組むべき施策・事業を基本施策の中から「ひと」、「まち」、「しくみ」の3つの視点により分野横断的に体系化した取組です。

【図：環境基本計画における重点戦略の位置づけ】

### ● 環境都市の姿



#### ●（ひと）市民の暮らしの視点では…

みんなが“「もったいない」のころ”を持って、自然の恵みとエコで便利なライフスタイルを満喫しながら、健康で快適に暮らせるまち

#### ●（まち）まちの空間の視点では…

水と緑があふれる空間の中に、様々な機能をもった拠点が形成され、誰もが目的にあわせて自由に活動、移動できる利便性の高いコンパクトなまち

#### ●（しくみ）暮らしや空間を支える仕組みの視点では…

みんなが“「もったいない」のころ”で自然・文化・人・モノを大切に、上手に活用する、環境にやさしい循環の仕組みが、エコな暮らしや経済活動を支えているまち

2020年（計画の中間年）

家庭・事業者等をターゲットとした展開（点的な取組・面につながる取組の推進）

#### ■市民・事業者の主体的な実践行動の拡大

- ・「もったいない」のころを育む環境教育の積極的な推進
- ・エネルギーを自給自足する災害に強い住宅が普及
- ・様々な形で3R（分別の徹底・衣類等の再利用）が普及 など

#### ■環境負荷の少ない都市空間の形成

- ・エネルギーを街区レベルで合理的に活用する地域が点在
- ・公共交通のネットワーク化や交通結節点の整備などによる公共交通の利便性向上 など

#### ■地域特性を活かした取組の拡大

- ・地域の環境資源を活用した施策・取組やコミュニティ活動が活性化
- ・地域の拠点施設など市有施設での低炭素化の推進など

「ひと」、「まち」、「しくみ」の状態を実現するため、優先的に取り組むべきもの

## 重点戦略

2020年までに達成すべきに資する取組

### 施策体系における5つの分野

地球環境

廃棄物

自然環境

生活環境

人づくり



【図：6つの重点戦略の概要】

【ひと】市民の暮らしの視点		
重点戦略 1	「もったいない」のこころ で行動する人づくり	①活動の充実を図る環境学習の推進 ● 省エネ活動を促進する普及啓発の推進 ● もったいない運動を活用した普及啓発 など
		②主体的な実践活動の支援 ● 市民・事業者と連携したごみの発生抑制の推進 ● 自然とふれあえる環境づくりの推進 など
重点戦略 2	エコで便利なライフスタイルを生み出す行動促進	①「自立分散型エネルギー」によるエコな住環境形成の促進 ● 省エネ・低炭素化住宅の普及促進 ● 創エネ・蓄エネの導入促進 など
		②環境にやさしい行動選択の促進 ● 家庭におけるエコライフの促進 ● 資源化の更なる推進 など

【まち】まちの空間の視点		
重点戦略 3	自然と調和したコンパクトな地域づくり	①環境負荷の少ない市街地形成の推進 ● まちづくりに合わせた自然環境の保全の推進 ● 都市拠点における緑化推進 など
		②生きものと共に生きる環境保全の推進 ● 動植物の生息・生育環境の保全 ● 農地や里山樹林地の保全と活用 など
重点戦略 4	グリーンな交通システムの構築	①公共交通の利用拡大の推進 ● L R Tの整備や公共交通網の再構築 など
		②自動車による環境負荷の低減策の促進 ● 低炭素型モビリティの導入促進 など
		③自転車の更なる利用拡大の推進 ● 自転車を利用しやすいまちづくりの推進 など

【しくみ】暮らしや空間を支える仕組みの視点		
重点戦略 5	環境と経済の連携による地域の環境資源を活かした産業や取組の創出	①環境技術を活用した産業創出に向けた取組の推進 ● 地域エネルギー等の利活用による新たな産業の創出と地域の創再生に関する取組の推進 ● 革新的なエネルギーの利用に向けた検討 など
		②地域の資源を活用した新たな取組の推進 ● 地域の特性を活かしたバイオマスの有効活用 ● 地域内での資源循環利用の推進 など
重点戦略 6	社会全体を先導する市の率先行動	①環境に配慮した実践行動の推進 ● 市役所業務における環境配慮活動の推進 ● 市の率先した「もったいない運動」の推進 など
		②「自立分散型エネルギー」の導入推進 ● 創エネ・蓄エネを活用した市有施設の低炭素化の推進 など

## 1.7 分野別の基本施策

分野別の基本施策は、「地球環境」、「廃棄物」、「自然環境」、「生活環境」、「人づくり」の5分野に分けて、個別に取り組むべき施策・事業として網羅的に設定しました。

【図：環境基本計画の施策体系図】

1 地球環境	1-1 節電・省エネルギーの推進	1-1-1 家庭における省エネ・低炭素化の促進
	1-2 環境にやさしく、災害にも強い自立分散型の再生可能エネルギー等の普及促進	1-1-2 事業所における省エネ・低炭素化の促進 1-1-3 市役所における省エネ・低炭素化の促進 1-2-1 創エネルギー・蓄エネルギーの利活用の推進 1-2-2 地域のポテンシャルを生かした新たなエネルギー等の利活用の促進
	1-3 持続可能な環境負荷の少ないまちづくりの促進	1-3-1 環境負荷の少ない都市整備の推進 1-3-2 エコで利用しやすい交通体系の構築 1-3-3 気候変動への「適応」に関する普及啓発
2 廃棄物	2-1 ごみの発生抑制の推進	2-1-1 発生抑制の推進 2-1-2 再使用の推進
	2-2 適正な資源循環利用の推進	2-2-1 ごみの資源化の推進 2-2-2 公共施設における資源化の推進 2-2-3 地域循環の新たな創出に向けた施策の推進
	2-3 最適な処理・処分の推進	2-3-1 適正な処理体制の整備・推進 2-3-2 不法投棄の未然防止、拡大防止
3 自然環境	3-1 生物多様性の保全	3-1-1 生物多様性保全に関する意識の醸成 3-1-2 生きものとその生息・生育環境の保全の推進
	3-2 緑・水環境の保全と創出	3-2-1 農地や森林の多面的機能の維持向上 3-2-2 都市の緑の保全と創出 3-2-3 水資源の確保 3-2-4 河川環境の保全と創出
	3-3 まちづくりと自然とのつながりの確保	3-3-1 土地機能の維持や活用の推進 3-3-2 良好な景観の保全・創出
4 生活環境	4-1 大気環境の保全	4-1-1 監視体制の整備と充実 4-1-2 発生源対策の充実 4-1-3 自動車排出ガス対策の充実
	4-2 水・土壌・地盤環境の保全	4-2-1 監視体制の整備と充実 4-2-2 発生源対策の充実 4-2-3 生活排水対策の充実
	4-3 音・振動・臭気環境の保全，化学物質対策の推進	4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音対策の充実 4-3-2 近隣公害等への対応 4-3-3 化学物質への対応
5 人づくり	5-1 「もったいない」のこころの醸成	5-1-1 市民総ぐるみによるもったいない運動の推進 5-1-2 もったいない運動を取り入れたイベントの開催
	5-2 自ら学び，自ら行動する人づくりの推進	5-2-1 環境学習の場と機会の提供 5-2-2 地域における環境保全活動を担う人材の育成
	5-3 「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実	5-3-1 各主体における環境配慮行動の推進 5-3-2 多様な活動主体間の連携促進

**第 2 部**  
**状況報告書 要旨**

## 2.1 成果指標の状況について

成果指標	基準	最新値	目標
市民 1 人当たりの 二酸化炭素排出量	3.2t-CO2/年 (H25)	3.27t-CO2/年 (R1)	2.8t-CO2/年 (R2)
市民 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源物以外)	552 グラム (H26)	600 グラム (R2)	530 グラム (R2)
自然環境の豊かさに関する 愛着度	31.6% (H26)	33.8% (R2)	35.0% (R2)

### ① 市民 1 人当たりの二酸化炭素排出量

【評価】 省エネや低炭素化に向けた取組の促進を図るため、「家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施」などを実施してきました。これらの取組により、二酸化炭素排出量の抑制に、一定の成果を上げていますが、基準値からは増加している状況です。これは、エネルギーの利用効率が低い単身世帯や核家族世帯の増加や、自動車保有台数及び走行距離の増加などの影響によるものと考えられます。

【課題】 二酸化炭素排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの更なる利用促進や環境にやさしい自動車の普及を進める必要があるほか、脱炭素社会を見据えた新たな環境技術の導入についても取り組んでいく必要があります。

### ② 市民一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物以外）

【評価】 ごみの減量化・資源化を推進するため、3Rの周知啓発強化や剪定枝等の拠点回収による資源化などに取り組むことにより、家庭系ごみ排出量の抑制に一定の成果を上げているものの、基準値から増加している状況です。これは、依然として焼却ごみの中にプラスチック製容器包装などの資源物や食品ロスが見受けられる状況にあることや、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のためのテレワークや外出自粛等による、各家庭での生活時間増加に伴うものと考えられます。

【課題】 ごみの減量化・資源化に向けて、プラスチックごみ削減や食品ロス削減を推進するほか、様々な機会や場、媒体を活用した周知啓発の強化による分別の徹底に取り組んでいく必要があります。

### ③ 自然環境の豊かさに関する愛着度

【評価】 自然とふれあう機会を確保、提供するとともに、様々な広報媒体を活用した情報発信などを実施してきました。これらの取組により、自然環境の豊かさに関する愛着度の向上に向けて一定の成果を上げていますが、目標値には届きませんでした。

【課題】 自然環境の豊かさに関する愛着度をより向上させるためには、自然に対する関心度を高めることが重要であることから、自然とふれあう体験型プログラムを充実させるとともに、パネル展、広報紙、ツイッターなど各世代に適した様々な広報媒体を活用して、身近でわかりやすい情報発信などに取り組んでいく必要があります。

## 2.2 重点戦略の状況について

### 1 事業の進捗状況

重点戦略は、環境都市の実現に向け【ひと】「市民・事業者の主体的な実践行動の拡大」、【まち】「環境負荷の少ない都市空間の形成」、【しくみ】「地域特性を活かした取組の拡大」の3つの視点で各種事業を展開しています。計画期間の3年目ということで重点戦略においても着実な事業の進行が求められる中、新規事業を含めたすべての事業において着実に進捗していることを確認しました。本計画（平成28年度～）からの新規・拡充事業における、令和2年度の主な取組状況は以下のとおりです。

<p><b>ひと</b> 「市民・事業者の主体的な実践行動の拡大」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新規（1事業） 家庭における総エネ・蓄エネ導入支援として新たな補助事業を継続実施</li> <li>◆拡充（6事業） もったいない生ごみ減量化の推進として、各種イベントでの周知啓発や家庭で余った食品を受け付け集まった食品を地域の福祉団体等に届けるフードドライブの実施</li> <li>◆継続（9事業） 民間企業等と連携した省エネの普及啓発として、新たに「ミヤラジ」における情報提供などを実施</li> </ul>
<p><b>まち</b> 「環境負荷の少ない都市空間の形成」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新規（2事業） 次世代の自動車ユーザーである小中学生を対象にした電気自動車に関する環境出前講座を小学校等で実施</li> <li>◆拡充（10事業） 市街地における緑空間の創出や、都市緑化に対する市民意識の高揚を図るため、ストリート緑化事業として、「まちなかハンキングバスケット大作戦」の実施</li> <li>◆継続（4事業） コージェネレーション等を活用したエネルギーの面的活用の実現可能性調査などを実施</li> </ul>
<p><b>しくみ</b> 「地域特性を活かした取組の拡大」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新規（3事業） エコオフィス活動の実践の強化を図る宇都宮市役所環境マネジメントシステム（もったいないEMS）研修や環境出前講座等において「適応」に関する情報提供を実施</li> <li>◆拡充（4事業） 大谷地域の冷熱エネルギーの面的拡大に向け、大谷夏いちご栽培等へ熱供給を行う会社が組成し、熱供給を開始、すべての拡充事業において具体的な事業を実施</li> <li>◆継続（7事業） 農林業系バイオマス利活用推進に係る調査・研究や、「グリーン調達推進方針」の啓発などを実施</li> </ul>

## 2 指標の状況

重点戦略には6つの重点（13の取組）が位置付けられています。計画期間5年目である令和2年度における指標の進捗状況は、13の指標のうち3の指標については、目標達成に向けて設定している基準値に対しての達成率が10割以上（評価A）で進捗している状況でした。

7割以上10割未満（評価B）となったものについても、概ね9割程度となっており概ね順調に進捗している状況です。

一方、7割未満（評価C）となったのは、4の指標については、新型コロナウイルスの影響によりイベントや講座の自粛、利用者の減少等に伴い、進捗が遅れていることから、目標達成に向けて具体的な方策の検討が必要になってくるものと考えられます。

### 参考：重点戦略の各指標と達成状況

	重点戦略名・指標名	進捗状況	前年比較
市民・事業者の主体的な実践行動の拡大	重点 1-1 活動の充実を図る環境学習の推進 【指標】環境学習センター開催講座等への参加者数	C※	↓
	重点 1-2 主体的な実践活動の支援 【指標】「こどもエコクラブ」会員数	C	→
	重点 2-1 「自立分散型エネルギー」によるエコな住環境形成の促進 【指標】太陽光発電導入世帯数	B	↓
	重点 2-2 環境にやさしい行動選択の促進 【指標】みやエコファミリー認定制度認定家庭数	B	↓
環境負荷の少ない都市空間の形成	重点 3-1 環境負荷の少ない市街地形成の推進 【指標】特定規模電気事業者(PPS)等を活用した市有施設数	B	↓
	重点 3-2 生きものとともに生きる環境保全の推進 【指標】外来種の影響に関する認知度	B	→
	重点 4-1 公共交通の利用拡大の推進 【指標】公共交通の年間利用者数	—	—
	重点 4-2 自動車による環境負荷の低減策の促進 【指標】電気自動車等補助件数	C	→
	重点 4-3 自転車の更なる利用拡大の推進 【指標】自転車走行空間の整備延長距離	B	→
地域特性を活かした取組の拡大	重点 5-1 環境技術を活用した産業創出に向けた取組の推進 【指標】冷熱エネルギーを活用した事業への参入者数	A	→
	重点 5-2 地域の資源を活用した新たな取組の推進 【指標】リサイクル率	C	→
	重点 6-1 環境に配慮した実践行動の推進 【指標】市有施設における CO2 排出量	A	→
	重点 6-2 「自立分散型エネルギー」の導入推進 【指標】地域防災拠点における創エネ・蓄エネ設備の導入件数	A	→

※ 新型コロナウイルス感染症の流行により、イベントや講座の開催の自粛や、利用者的大幅な減少が大きく影響しています。

## 2.3 分野別の施策の進捗状況

### 1 施策分野別の評価

【地球環境分野】（基本施策数8：順調4，概ね順調3，やや遅れ0）

基本施策 施策指標	H26 (基準値)	H27 (参考値) (実績値)	H28 (参考値) (実績値)	H29 (参考値) (実績値)	H30 (参考値) (実績値)	R1 (参考値) (実績値)	R2 (参考値) (実績値)
1-1-1 家庭における省エネ・低炭素化の 促進 【指標】一世帯当たりのCO <sub>2</sub> 排出量(年)	7.62	7.32	7.14	6.96	6.78	6.6	6.4
		7.51	7.67	8.64	7.97	7.97	7.23
1-1-2 事業所における省エネ・低炭素化 の促進 【指標】省エネセミナーに参加し た事業者数(累計)	83	—	116	149	182	215	250
		101	113	140	180	265	265
1-1-3 市役所における省エネ・低炭素化 の促進 【指標】市有施設におけるCO <sub>2</sub> 排出量(年)	111,610	—	108,288	104,846	101,464	98,082	94,700
		106,039	105,303	104,782	93,269	91,874	84,379
1-2-1 創エネルギー・蓄エネルギーの利 活用の推進 【指標】太陽光発電設備導入世帯 数(累計)	12,710	—	13,968	15,226	16,484	17,742	19,000
		13,962	15,138	16,072	16,989	17,957	18,902
1-2-2 地域のポテンシャルを生かした新 たな エネルギー等の利活用の推進 【指標】冷熱エネルギーを活用し た事業への参入者数(累計)	0	—	1	1	2	2	3
		1	2	4	4	4	6
1-3-1 環境負荷の少ない都市整備の推進 【指標】特定規模電気事業(PPS) 等を活用した市有施設数(累計)	104	—	106	107	108	109	110
		104	108	108	108	109	109
1-3-2 エコで利用しやすい交通体系の構 築 【指標】公共交通の年間利用者数 (年)	33,530	—	38,620	40,589	42,000	34,719	35,528
		32,643	33,530	33,510	33,910	30,390	—
1-3-3 気候変動への「適応」に関する普及 啓発 【指標】「適応」をテーマとした 出前講座等による啓発回数(年)	—	—	2	4	6	8	10
		—	3	5	7	9	11 (見込 み)



【地球環境分野の課題】

再生可能エネルギーの普及啓発など、構成事業の着実な推進により、一部の基本施策を除き、多くの施策の評価は「順調」となりました。

「一世帯当たりのCO<sub>2</sub>排出量」については、基準年度と比較し減少傾向ではありますが、エネルギーの利用効率が低い単身世帯や核家族世帯の増加や、自動車保有台数及び走行距離の増加などの影響により目標達成には至らなかったと考えられます。

R2 (目標値) (実績値)	施策指標 評価	総合評価	評価分析
6.4t-CO <sub>2</sub>	B (89%)	概ね順調	主に家庭(猛暑等によるエネルギー使用量の増加等)や運輸部門におけるCO <sub>2</sub> 排出量の増加により、総合評価としては「概ね順調」となったが、これまで以上に、一人ひとりの行動変容を促す取組が必要である。
7.2t-CO <sub>2</sub>			
250 事業所	A (100%以上)	順調	市HPや広報紙、事業者向けメルマガなどで、セミナー開催情報について積極的な周知に取り組んだことにより総合評価は「順調」となった。
265 事業所			
94,700 t-CO <sub>2</sub>	A (100%以上)	順調	新型コロナウイルス感染症の影響により多くの市有施設が休館となり、温室効果ガス排出量も例年に比べて大きく減少したため、総合評価は「順調」となったが、現状は特殊な要因による一時的な減少であることに留意が必要である。
84,379t-CO <sub>2</sub>			
19,000 世帯	B (99%)	概ね順調	太陽光発電に対する補助事業や、事業者と連携した周知啓発等に積極的に取り組んだことにより総合評価は「概ね順調」となった。
18,902 世帯			
3 事業者	A (100%以上)	順調	事業者の新規参入やハウスの増設といった地域資源を活用した事業化への支援や、民間事業者と大学等が連携した取組が進められているほか、冷蔵熟成商品の開発も進んでいることから総合評価は「順調」となった。
6 事業者			
110 施設	B (99%)	概ね順調	小中学校や保育園、清掃工場など多くの施設で導入され、総合評価は「概ね順調」となった。また、地域新電力の積極的な導入などにより、引き続き、環境負荷の少ない電力の導入を推進していく。
109 施設			
35,528 千人	-	-	公共交通ネットワークの充実に交通事業者や地域住民と一体となって取り組んできたが、新型コロナウイルスの影響により利用者が減少したことから、回復に向けた取組を図る必要がある。
(未確定) 千人			
10 回	A (100%以上)	順調	R3年3月に策定した「宇都宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」内に「地域気候変動適応計画」を位置付け、市内イベントで、啓発用パネルを設置するなど周知啓発に積極的野に取り組んだことにより総合評価は「順調」となった。
11(見込み) 回			

【廃棄物分野】（基本施策数 7：順調 1，概ね順調 4，やや遅れ 2）

基本施策 施策指標	H26 (基準値)	H27 (参考値) (実績値)	H28 (参考値) (実績値)	H29 (参考値) (実績値)	H30 (参考値) (実績値)	R1 (参考値) (実績値)	R2 (参考値) (実績値)
2-1-1 発生抑制の推進 【指標】ごみ総排出量	184,252	－	183,370	182,700	182,000	181,300	180,600
		182,672	180,118	178,963	178,484	180,861	182,565
2-1-2 再使用の推進 【指標】布類分別協力率	16.7	－	17.4	18.0	18.7	19.3	20.0
		16	20.5	20.1	43.1	49.9	52.3
2-2-1 ごみの資源化の推進 【指標】廃棄物系バイオマスの 資源化量	113	－	300	600	900	1,200	1500
		126	176	358	374	426	<u>817</u>
2-2-2 公共施設における資源化の推進 【指標】脱水汚泥の再資源化率	24.6	－	25.1	25.2	25.5	26.0	26.1
		25.3	27.3	25.9	24.2	23.7	21.3
2-2-3 地域循環の新たな創出に向けた 施策の推進 【指標】リサイクル率	18.2	－	19.1	20.0	20.9	21.8	22.9
		17.9	17.3	16.5	15.4	14.9	15.0
2-3-1 適正な処理体制の整備・推進 【指標】多量排出事業所に対す る指導割合	50	－	45.0	40.0	35.0	30.0	25.0
		38.9	39.5	35.0	37.4	33.3	23.6
2-3-2 不法投棄の未然防止，拡大防止 【指標】不法投棄発生件数	420	－	342	319	296	273	250
		366	323	318	349	266	328

【廃棄物分野の課題】

生ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発や，適正処理に向けた意識の醸成，排出事業者等に対する指導など，構成事業の着実な推進により，一部の基本施策を除き，「概ね順調」以上となりました。「やや遅れ」となった「廃棄物系バイオマスの資源化量」については，剪定枝の拠点回収により資源化量は前年度の2倍となったものの，資源化量の効果拡大が高い事業系生ごみの資源化が進んでいないことや，「リサイクル率」については，店頭回収などによりリサイクルの取組は進展していますが，市施設等の資源化量と集団回収のみで数値を取っているため目標達成には至らなかったと考えられます。

R2 (目標値) (実績値)	施策指標 評価	総合評価	評価分析
180,600 t	B (98%)	概ね順調	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛やテレワーク等、家庭時間の増加が要因と思われる影響によりごみ総排出量は前年度と比べて約 2,000 t 増加したものの、総合評価としては「概ね順調」となった。
182,565 t			
20.0%	A (100%以上)	順調	もったいない運動などを通じた啓発や環境意識の高まりにより、布類の再利用（リユース）に関する意識の醸成が行動に結びついているものと考えられ、総合評価は「順調」となった。
52.3%			
1,500 t	C (54.5%)	やや遅れ	R2年度から開始した2清掃工場における剪定枝の拠点回収により資源化量は前年度の2倍となったものの、目標達成には至らず、総合評価は「やや遅れ」となった。
817 t			
26.1%	B (82%)	概ね順調	民間事業の受入可能な範囲で有効利用を行ったことにより、総合評価は「概ね順調」となったが施策指標の達成に向けて、更なる検討が必要である。
21.3%			
22.9%	C (65.5%)	やや遅れ	店頭回収などによりリサイクルの取組は進展しており市民・事業者のリサイクル行動の促進は図られていると推測されるが、それらの資源化量は指標に反映されないため、総合評価としては「やや遅れ」となった。
15.0%			
25.0%	B (94%)	概ね順調	事業所における廃棄物の適正処理に向け、周知啓発や戸別訪問指導を実施したことにより、事業者の適正処理に対する理解度の向上を図ることができた。引き続き、粘り強い指導を行うことにより、適正処理の更なる推進を図る。
23.6%			
250 件	B (76%)	概ね順調	不法投棄に対する市民意識の向上により、通報件数は増加したが、迅速に対応し、早期に解決するなど、不法投棄の未然防止を図っている。
328 件			

【自然環境分野】（基本施策数 8：順調 2，概ね順調 4，やや遅れ 1，評価不能 1）

基本施策 施策指標	H26 (基準値)	H27 (参考値) (実績値)	H28 (参考値) (実績値)	H29 (参考値) (実績値)	H30 (参考値) (実績値)	R1 (参考値) (実績値)	R2 (参考値) (実績値)
3-1-1 生物多様性保全に関する意識 の醸成 【指標】生物多様性保全の意 識を持った自然ふれあい活動 の体験者数	1,997	—	4,800	6,000	7,200	8,400	9,600
		2,873	4,328	6,577	6,991	10,809	1,923
3-1-2 生きものとその生息・生育環 境の保全の推進 【指標】外来種の影響に関す る認知度	—	—	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
		—	66.5	64.5	65.7	67.1	64.8
3-2-1 農地や森林の多面的機能の維 持向上 【指標】市内農地における 環境保全活動カバー 率	29.4	—	39	44.2	49.5	54.7	60
		37.8	40.7	40.3	40.5	39.3	38.1
3-2-2 都市の緑の保全と創出 【指標】市民一人当たりの都 市公園面積	10.66	—	10.99	11.32	11.65	11.98	12.32
		10.68	10.73	10.7	10.78	10.8	11.35
3-2-3 水資源の確保 【指標】雨水貯留施設等の設 置費補助件数	311	—	655	1,000	1,120	1,240	1,360
		487	624	712	784	865	1,129
3-2-4 河川環境の保全と創出 【指標】自然生態系などに配 慮して整備している河川の整 備率	59.6	—	60.3	60.9	62	62.2	62.3
		60.8	61.3	61.9	62.3	62.4	62.5
3-3-1 土地機能の維持や活用の推進 【指標】荒廃農地面積（農用 地区域内）	53.2	—	46.6	40	40	40	40
		56.4	51.5	43	45.2	42	44
3-3-2 良好な景観の保全・創出 【指標】景観形成重点地区等 の指定数	6	—	7	8	8	8	9
		6	7	7	7	7	8

【自然環境分野の課題】

生物多様性保全の情報共有や地産地消の推進など、構成事業の着実な推進により、一部の基本施策を除き、「概ね順調」以上となりました。

「やや遅れ」となった「市内農地における環境保全活動カバー率」については、環境保全活動を行う組織人員の減少（高齢化、後継者不足）によりカバー率が低下していることが要因と考えられます。

R2 (目標値) (実績値)	施策指標 評価	総合評価	評価分析
9,600 人	評価不能	—	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、講座や各種イベントが中止になり、体験者数が減少したことから、総合評価は「やや遅れ」となった。
1,923 人			
80.0%	B (81%)	概ね順調	パネル展、広報紙、市HP、大型映像装置による情報発信を実施したことにより、認知度は一定の水準を維持していることから、総合評価は「概ね順調」となった。
64.8%			
60%	C (63.5%)	やや遅れ	市内農地における環境保全活動カバー率を維持・向上していくため、組織における事務負担の軽減や活動の継続・新規立ち上げ、活動エリア拡大に取り組む必要がある。
38.1%			
12.32 m <sup>2</sup> /人	B (92%)	概ね順調	土地区画整理事業区域内における公園整備、民間の開発行為に伴う公園の帰属、栃木県の公園整備（県総合運動公園）により、都市公園面積が大きく増加したため総合評価は「概ね順調」である。
11.35 m <sup>2</sup> /人			
1,360 基	B (83%)	概ね順調	溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け、「民有地への雨水貯留・浸透施設設置の促進」に取り組んだことにより、総合評価は「概ね順調」となったが施策指標の達成に向けて更なる設置促進の取組が必要である。
1,129 基			
62.3%	A (100%以上)	順調	溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け、計画的な「河川整備」、「雨水幹線整備」に取り組んだことにより、総合評価は「順調」となった。
62.5%			
40ha	A (100%以上)	順調	農業委員会、市農業公社等と連携し、利用意向調査の実施や荒廃農地再生交付金の活用等による荒廃農地の解消に取り組んだことにより総合評価は「順調」となった。
44 ha			
9 地区	B (88%)	概ね順調	景観形成重点地区等の指定数については、個別説明会を開催し、地域の理解促進を図りながら、大谷地区を新たに景観形成重点地区に指定したことにより、総合評価は「概ね順調」である。
8 地区			

【生活環境分野】（基本施策数9：順調2，概ね順調5，やや遅れ2）

基本施策 施策指標	H26 (基準値)	H27 (参考値) (実績値)	H28 (参考値) (実績値)	H29 (参考値) (実績値)	H30 (参考値) (実績値)	R1 (参考値) (実績値)	R2 (参考値) (実績値)
4-1-1 監視体制の整備と充実 【指標】光化学オキシダントの 環境基準達成率	89.9	92.7	93.5	92.2	93.6	93.9	当該年度の 全国平均以上
		93	92.7	92.2	91.0	92.7	93.6
4-1-2 発生源対策の充実 【指標】工場・事業場における 排出ガス基準超過件数	1	—	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	1	0
4-1-3 自動車排出ガス対策の充実 【指標】電気自動車補助件数	—		90	180	270	360	450
		—	2	3	3	5	7
4-2-1 監視体制の整備と充実 【指標】河川水の生物化学的酸 素要求量※に係る基準達成率	94.4		94.4	94.4	94.4	94.4	94.4
		94.4	94.4	83.3	83.3	94.4	88.9
4-2-2 発生源対策の充実 【指標】工場・事業場における 排出基準超過件数	1	—	0	0	0	0	0
		3	4	4	3	5	3
4-2-3 生活排水対策の充実 【指標】生活排水処理人口普及 率	96.9	97.4	97.7	98.0	98.3	98.6	99.1
		96.9	97.7	98.1	98.3	98.7	99.0
4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音 対策の充実 【指標】自動車騒音に係る環境 基準達成率	96.3	93.6	93.9	93.9	94.3	94.2	当該年度の 全国平均以上
		94.2	94.3	93.7	93.7	93.8	93.1
4-3-2 近隣公害等への対応 【指標】公害等に係る苦情処理 件数	59	—	59	59	59	59	59
		54	49	44	48	58	73
4-3-3 化学物質への対応 【指標】工場・事業場のダイオ キシン類基準超過件数	0	—	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0

【生活環境分野の課題】

法令に基づく工場や事業場への立入検査や指導など、構成事業の着実な推進により、一部の基本施策を除き、評価は「順調」「概ね順調」となりました。「やや遅れ」となった「電気自動車補助件数」については、補助要件である給電性能を備えた車種が限られていることや、市民における、電気自動車の蓄電池としての認識不足が要因して考えられます。また「工場・事業場における排出基準超過件数」等については、引き続き、立入検査や指導などを通じて、法令遵守に対する事業者の理解を一層促進する必要があります。



R2 (目標値) (実績値)	施策指標 評価	総合評価	評価分析
当該年度の 全国平均以上	B (-)	概ね順調	大気汚染の状況把握や事業者指導を適切に実施したことなどにより総合評価は「概ね順調」となった。
93.6%			
0件	A (100%)	順調	工場・事業場や解体等工事への立入検査や指導の継続的な実施や、「工場・事業場排出ガス基準超過件数」については、工場・事業場への監視・指導を適切に行うことにより、総合評価は「順調」となった。
0件			
450件	C (1%)	やや遅れ	給電性能を備えた車種が限られていることや、市民における、電気自動車の蓄電池としての認識不足により総合評価が「やや遅れ」となったため、周知方法の見直しなどにより補助申請件数を増加させる必要がある。
7件			
94.4%	B (94%)	概ね順調	河川・地下水の水質調査を継続的な実施を行ったが、「河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準達成率」については、18地点中2地点が環境基準を超過したことにより総合評価は「概ね順調」となった。
88.9%			
0件	C (0%)	やや遅れ	R2年度は標値0に対して3件の排出基準超過があったため総合評価は「やや遅れ」となったが、速やかな行政指導により改善済みである。
3件			
99.1%	B (99%)	概ね順調	公共下水道については、事業計画区域における整備を、計画的かつ効率的に実施し、合併処理浄化槽については、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいることにより総合評価は「概ね順調」となった。
99.0%			
当該年度の 全国平均以上	B (-)	概ね順調	騒音規制法に基づき道路沿道における自動車騒音を継続的に監視したことにより、総合評価は「概ね順調」となった。
93.1%			
59件	B (81%)	概ね順調	法令の規制対象とならない生活騒音等の相談や、コロナ禍の影響により在宅時間が増え、工場・事業場における「公害等に係る苦情処理件数」が増加したことにより総合評価は「概ね順調」となった。
73件			
0件	A (100%)	順調	工場・事業場への立入検査や指導、環境調査の適切な実施や、大気、水等の環境中のダイオキシン類の継続的な監視により総合評価は「順調」となった。
0件			

※ 国による当該年度の数値が公表されていないため評価不能

【人づくり分野】（基本施策数6：概ね順調1， やや遅れ1， 評価不能4）

基本施策 施策指標	H26 (基準値)	H27 (参考値) (実績値)	H28 (参考値) (実績値)	H29 (参考値) (実績値)	H30 (参考値) (実績値)	R1 (参考値) (実績値)	R2 (参考値) (実績値)
5-1-1 市民総ぐるみによるもったいない運動の推進 【指標】もったいない運動の普及啓発事業に参加した人数	30,000	—	32,400	34,300	36,200	38,100	40,000
		33,453	36,896	49,680	13,069	34,456	15,652
5-1-2 もったいない運動を取り入れたイベントの開催 【指標】もったいない運動を取り入れたイベントの割合	100	—	100	100	100	100	100
		100	100	100	100	100	—
5-2-1 環境学習の場と機会の提供 【指標】環境学習センター開催講座等への参加者数	12,724	—	12,879	13,034	13,189	13,344	13,500
		11,512	11,416	13,984	12,965	9,524	3,571
5-2-2 地域における環境保全活動を担う人材の育成 【指標】「こどもエコクラブ」会員数	1,872	—	2,097	2,322	2,548	2,772	3,000
		2,136	1,838	1,804	1,775	1,699	1,599
5-3-1 各主体における環境配慮行動の推進 【指標】みやエコファミリー認定制度認定家庭数	2,691	—	3,152	3,613	4,074	4,535	5,000
		2,874	3,218	3,764	4,333	4,638	4,700
5-3-2 多様な活動主体間の連携促進 【指標】環境学習センターの利用件数	893	—	908	923	938	953	970
		888	911	923	1,011	887	615

【人づくり分野の課題】

構新型コロナウイルス感染症の感染予防でイベントや講座等の開催を自粛した影響を受け、多くの指標において、「評価不能」となりました。「こどもエコクラブ会員数」については、感染症対策を実施したうえで「こどもエコクラブ」の活動を継続し、一定の成果は得られていますが、目標達成には至りませんでした。



R2 (目標値) (実績値)	施策指標 評価	総合評価	評価分析
40,000人	評価不能	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントが中止されたことにより総合評価は「やや遅れ」となったが、コロナ禍に対応した新たな取組等を実施し、より多くの市民等への普及啓発を行うことができた。
15,652人			
100%	評価不能	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、対象となる大規模イベントの開催が見送られたが、引き続きもったいない運動を取り入れたイベントの実施について働きかけが必要である。
—			
13,500人	評価不能	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの講座を中止したため総合評価は、「やや遅れ」となったが、学校教育等と連携した更なる環境学習の充実など、環境学習機会の充実に向けた事業の見直し等が必要である。
3,571人			
3,000人	C (53%)	やや遅れ	宇都宮地域の構成員は全国で10番目となるなど一定の成果は得られているが、目標の達成に向けた事業の見直し等が必要である。
1,599人			
5,000世帯	B (94%)	概ね順調	新型コロナウイルス感染症の影響による各種イベントの中止、規模縮小の影響を受け、認定家庭の募集周知活動が制限され、前年度より認定者数の伸びが鈍化したことにより総合評価は「概ね順調」となった。
4700世帯			
970件	評価不能	—	新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休館や講座等の中止により、利用件数が大きく減少したため総合評価は「やや遅れ」となったが、施策指標の達成に向けて事業の見直し等が必要である。
615件			

## 2.4 分野別の構成事業の進捗状況

基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針	
1-1-1	家庭における省エネ・低炭素化の促進	(1) 省エネ活動を促進する普及啓発の推進	民間企業等と連携した普及啓発の実施【重点】	「家庭向け低炭素化普及促進事業」の実施と合わせて、補助事業に関連する外部組織と連携し、補助事業の周知を実施します。	計画どおり	・ 栃木住宅協会や栃木自動車販売協会等に対し、補助事業に関する資料を送付するなど、外部組織と連携した補助事業の周知を実施した。	・ 今後も継続して周知活動を継続するとともに、電気自動車への補助件数を増やすために、自動車メーカー等に電気自動車の補助内容について詳しく周知していく必要がある。
		市の広報媒体を活用した情報発信	環境分野に関する情報をホームページで発信するとともに、広報紙で省エネ情報の特集を組むなど、幅広く市民に情報発信していきます。	計画どおり	・ 広報紙に省エネに関する特集やマンガ記事を掲載し、市民にわかりやすい情報発信を行うなど、普及啓発を実施した。	・ 今後も広報紙を活用した情報発信を継続するとともに、イベント等と連携するなど、他の媒体を活用した情報発信についても検討を行う。	
	(2) 省エネ・低炭素化住宅の普及促進	家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【重点】	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における低炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進します。	計画どおり	・ EVの補助申請件数増に向け、自動車販売店協会等への周知を実施した。 ・ 市民の低炭素型自動車に対する更なる理解促進が必要である。 令和2年度補助件数【802件】 太陽光【388件】 定置型蓄電池【327件】 蓄電池を備えた自動車【1件】 太陽光E V連携機器【1件】 エネファーム【85件】	・ 自立分散型エネルギーの普及のため、引き続き市民に対する周知・啓発のほか、卒FITを迎えた市民の実態や、環境基本計画等の見直し等を踏まえ、補助制度見直しの検討を行う。	
		民間企業と連携した普及啓発の実施【重点】	「家庭向け低炭素化普及促進事業」の実施と合わせて、補助事業に関連する外部組織と連携し、補助事業の周知を実施します。	計画どおり	再掲1-1-1 (1)	再掲1-1-1 (1)	
		省エネ促進等住宅改修支援事業の実施	住宅の性能・機能を向上させるための改修工事に対する補助を実施します。	計画どおり	・ R2年度は、計278件の内、2割強を断熱改修工事で補助した。 ・ 外壁改修工事 7件 ・ 窓改修工事 61件	・ 今後は、既存住宅の性能・機能を向上させることによる、良質な住宅ストックの形成を図るとともに、R4年度策定予定の（仮称）住生活マスタープランに向けて、今後の制度の在り方等について検討していく。	
1-1-2	事業所における省エネ・低炭素化の促進	(1) 人づくり支援と情報の充実	省エネ診断等により、企業におけるエネルギーの「見える化」を支援するとともに、省エネを行う人材育成を支援し、事業者の省エネ活動を誘導します。	計画どおり	・ H28、H29年度において、エネルギー活用の実態調査や、調査結果に基づく省エネルギー診断結果の情報提供を実施するほか、セミナーや市HP等により、省エネ促進につながる情報提供を行った。 ・ 事業者が主体的に省エネに取り組めるよう、省エネを実践する人材育成の支援が必要である。	・ 事業者向け省エネ支援策検討に係るアンケート調査や環境基本計画改定に係る基礎調査を基に、業者が主体的に省エネに取り組めるように省エネを行う人材育成の支援策を検討する。	
		省エネセミナーやガイドブックなど活用した情報提供の充実	事業者ニーズに即した省エネセミナー開催や、省エネ事例等を盛り込んだ省エネガイドブックの周知を行い、事業者の省エネ行動の促進を図ります。	計画どおり	・ 省エネルギーセミナーでは、R2年度までに累計300事業者（見込み）に対し、省エネ情報の周知を実施した。また、市内事業者に対し「事業者向け省エネガイドブック」の配布を行うなど、省エネ情報の周知を行った。 ・ 一方で、事業者に対し効果的な省エネ行動をさらに推進するために、新たな支援策を検討する必要がある。	・ 今後は、引き続き市内事業者に対し、幅広く省エネ情報を周知できるよう、省エネセンター主催のWEBセミナーなどを、関係団体等と連携しながら様々な広報媒体を活用し周知を図る。 ・ アンケート調査などを基に、業者が主体的に省エネに取り組むための新たな支援策を検討する。	
	(2) 事業所における実践行動促進策の充実	中小企業におけるエネルギーマネジメント機器の導入促進	省エネ診断等により、企業におけるエネルギーの「見える化」を支援するとともに、省エネを行う人材育成を支援し、事業者の省エネ活動を誘導します。	計画どおり	再掲1-1-2 (1)	再掲1-1-2 (1)	
		グリーン物流の普及啓発	LRTを活用したモーダルシフト（宅配便としての貨物輸送の転換）の事業化に向けた調査研究を実施します。	計画どおり	・ LRTの整備スケジュール等を踏まえ、モーダルシフトの在り方について検討した。	・ モーダルシフトの促進に向け、引き続き、民間事業者と意見交換等を行いながら課題の整理や解決策の検討を行う。	
		アイドリングストップの普及拡大	「エコドライブ」の普及拡大を図ります。	計画どおり	・ エコ通勤に関するチラシをHPに継続して掲出したほか、工業団地内の全企業へ配布した。 ・ 引き続き、「エコドライブ」への意識向上を図る必要がある。	・ 関連情報の収集に努め、適宜チラシの内容を見直し、継続的な市HPや配布による啓発を継続していく。	
		代替フロン及びノンフロンの普及啓発及び利用促進	改正フロン法に係る周知啓発を行うとともに、フロン対策等の事業者支援を実施します。	計画どおり	・ 改正フロン法について、市HPや広報紙を活用し、市内事業者へ制度の周知を行い、フロンの適正管理について意識の醸成を図った。 ・ 今後は、フロン対策等に係る事業者支援について強化する必要がある。	・ 引き続き、フロン法の改正があり次第、随時制度の周知を行うとともに、事業者に対するフロン対策に係る支援策を検討する。	
		融資制度等による環境保全対策の支援	中小企業の省エネなどの設備導入に活用できる融資制度や融資を活用する際の保証料の補助を実施します。	計画どおり	・ 中小企業の省エネ設備導入に対する融資制度や、融資利用時の保証料に対する補助を実施し、H30年度にハイブリット車の購入にかかる融資を行った。	・ 今後も、省エネなどの設備導入にかかる融資案件の増加を図るため、当該資金について積極的に周知を行う。	

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
1-1-3	市役所における省エネ・低炭素化の促進	(1) 市役所業務における環境配慮行動の推進	市役所におけるエコオフィス活動の推進【重点】	市も一事業者として、職員による電気、燃料、用紙等の使用量の抑制等の環境に配慮した事務事業を推進します。	計画どおり	・「もったいないEMS」における各種研修や啓発紙の発行するなど周知啓発を行い、庁内におけるエコオフィス活動を推進した。 ・エコオフィス活動の徹底に向けた職員教育の強化が必要である。	・他自治体や民間企業の事例を参考にユニークな環境配慮行動実施のアイデアなどを紹介するなど、今後も継続して「もったいないEMS」を通じた職員の環境教育に努め、エコオフィス活動の徹底を促す。
			省エネ機器・設備・エネルギー制御システム等の導入【重点】	計画的に市有施設の省エネ化を促進することで、施設の低炭素化を推進します。	計画どおり	・本庁舎へのLED導入が完了したことに伴い、照明に係る電力及びCO2排出量を約70%（見込み）削減した。 ・地区市民センターにおける太陽光発電及び蓄電池の有効活用を検討するため、事業者と連携し、地区市民センターのエネルギー使用状況の調査を実施した。 ・「もったいないEMS」の適切な運用を継続する必要がある。	・「第3次宇都宮市役所”ストップ・ザ・温暖化”プラン」に基づき、事務事業における低炭素化を推進する。
			特定規模電気事業者（PPS）等を活用した調達改善やエネルギー融通の推進【重点】	PPSを活用し、低炭素な電力の調達を推進します。	計画どおり	・市内小中学校など多くの施設においてPPSを導入した。 ・市有施設におけるPPSの新規導入の拡大や、PPS導入により環境負荷を削減させるスキームの検討が必要である。	・調達改善による環境負荷の低減を図るため、市有施設への地域新電力による排出係数の低い電力の供給を目指す。
1-2-1	創エネルギー・蓄エネルギーの利活用の推進	(1) 創エネルギー・蓄エネルギーの導入促進	家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【重点】	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における低炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進します。	計画どおり	再掲1-1-1 (2)	再掲1-1-1 (2)
			中小企業における創エネ・蓄エネの普及促進	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、事業所の低炭素化を促進するとともに、エネルギーの効率的な利用を推進します。	計画どおり	再掲1-1-2 (1)	再掲1-1-2 (1)
		(2) 創エネルギー・蓄エネルギーを活用した市有施設の低炭素化の推進	地域防災拠点施設における創エネ・蓄エネ設備の導入推進【重点】	市有施設における創エネ・蓄エネの導入を推進していきます。	計画どおり	・H27～28年度において、地区市民センターに太陽光発電施設及び蓄電池を設置した。 ・地区市民センターの電力使用量調査結果に基づき、蓄電池の有効活用について検討した。	・蓄電池の活用により、スマートシティ関連や地域新電力事業と連携しながら、より効果的なレジリエンス向上策について検討を行う。
			太陽光発電向け市有財産貸出事業の実施	発電事業を行っている4事業者12施設との調整を継続して実施や社会情勢に応じた事業の在り方について検討していきます。	計画どおり	・12施設の屋根や土地を4事業者に継続して貸し出し、太陽光発電事業を実施している。 ・固定価格買取制度における買取価格の低下や、東京電力の連携制約など社会情勢を踏まえ、現在は新規貸し出しを中止した。	・今後も貸し出し施設について管理状況等の確認や調整を継続して行うとともに、事業の在り方についても、引き続き社会情勢を踏まえ検討を行う。
1-2-2	地域のポテンシャルを生かした新たなエネルギー等の利活用の促進	(1) 地域エネルギー等の利活用による新たな産業の創出と地域の創再生に関する取組の推進	大谷地域に賦存する冷熱エネルギーを活かした活性化策の実施【重点】	大谷地域の冷熱エネルギーを活用した地域活性化につながる活動を支援します。	計画どおり	・大谷夏いちごのハウス及び栽培面積の拡大や、大谷石等を活用した半地下型ハウスの整備など、冷熱エネルギー等の研究・活用事業を展開する事業者や大学等に対し支援を行った。 ・大谷夏いちごの産地化に向けて、新規参入事業者の誘致と併せて、冷熱エネルギーが供給可能な農地を確保する必要がある。	・冷熱エネルギー活用事業のさらなる拡大を図るため、モニタリング調査結果を踏まえた最適な熱利用・管理方策の整理や、誘致に向けたPR資料等の作成のほか、引き続き民間事業者が行う冷熱利用機器の導入を支援する。 ・大谷夏いちご栽培事業への新規参入に向けた企業誘致や環境整備を実施するとともに、事業者等による半地下ハウスの調査・研究など新たな取組の円滑化に向けて連携・支援を行う。
			地域の再生可能エネルギー等を活用した環境負荷の低減とまちの活性化【重点】	「大谷夏いちご」のブランド化に向けた取り組みなどを支援します。	計画どおり	・大谷夏いちごの宇都宮市内並びに沖縄での需要の高まりや、首都圏において、新たな需要の創出も図られていることから、さらなる生産拡大・品質向上等を図る必要がある。	・大谷夏いちごの安定した生産体制の確立に向け、栽培技術の向上や苗の確保などの支援を行うとともに、ブランド力の向上に向け、規格の統一など生産者組織の取組を支援する。
			地域ポテンシャルを活かした低炭素型農業等の普及	「大谷夏いちご」のブランド化に向けた取り組みなどを支援します。	計画どおり	再掲1-2-2 (1)	再掲1-2-2 (1)
		(2) 革新的なエネルギーの利用に向けた検討	水素等の先端環境技術の活用に向けた調査研究【重点】	燃料電池車等の効果的な使用方法など、水素技術の活用方策を検討します。	計画どおり	・水素を活用した低炭素化策について調査、研究を行った。	・引き続き、栃木県や民間事業者等と、まちづくりにおける水素の利活用方法について意見交換を行う。
			太陽光発電等を活用した水素製造に係る調査研究	太陽光発電など、再生可能エネルギーを活用した、地産地消できる水素製造手法について調査研究を行います。	計画どおり	再掲1-2-2 (2)	・引き続き、栃木県や民間事業者等と意見交換を実施し、LRT沿線のまちづくりにおける水素の利活用方法について意見交換を行う。

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
1-3-1	環境負荷の少ない都市整備の推進	(1) 地域、街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進 取組の推進	駅東口地区整備事業におけるエネルギーの合理的な活用手法の検討【重点】	街区レベルでエネルギーを効率的に利用する手法を検討し、都市の低炭素化を推進します。	計画どおり	・R2年度においては、4月から商業施設及び高度専門病院、分譲マンションの民間施設(※1)の工事に着手するとともに、10月から宇都宮駅東口交流拠点施設(※2)の工事に着手した。 ※1 民間施設については、高度専門病院において地中熱を活用した熱源機を採用するとともに、全施設においてLED照明や節水型衛生器具を採用するなど、環境配慮型の設計としている。 ※2 交流拠点施設については、豊富な地下水源を有する地域特性を生かして地下水熱を活用した熱源機を採用する設計としている。	・R4年度のまちびらきに向け、交流拠点施設や民間施設の着実な整備が進むよう、事業者である「うつのみやシンフォニー」と引き続き、連携を図りながら事業を進めていく。
			特定規模電気事業者(PPS)等を活用した調達改善やエネルギー融通の推進(再掲)【重点】	PPSを活用し、低炭素な電力の調達を推進します。	計画どおり	再掲1-1-3(1)	・調達改善による環境負荷の低減を図るため、市有施設への地域新電力による排出係数の低い電力の供給を目指す。
			地域拠点や産業拠点におけるエネルギーの相互利用の推進【重点】	LRT沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における低炭素化の促進を図ります。	計画どおり	再掲1-1-3(1)	・清原工業団地TCにおける自立分散型エネルギーの導入に向けた検討を実施した。 ・街区単位での大幅な低炭素化の実現に向けて、民間事業者等の支援方法等について調査、研究を行った。
		(2) ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けたまちづくりとの連携	環境負荷の少ないまちづくりに向けた集約型都市構造の推進	LRT沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における低炭素化の促進を図ります。	計画どおり	再掲1-3-1(1)	再掲1-3-1(1)
			創エネ・蓄エネを活用したスマート住宅街区の普及に向けた検討	LRT沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における低炭素化の促進を図ります。	計画どおり	再掲1-3-1(1)	再掲1-3-1(1)
			都市機能等の適正な立地誘導に向けた「立地適正化計画」の推進	NCCの形成に向け、立地適正化計画等で定めた都市拠点や地域拠点への居住や医療、商業などの都市機能の立地誘導に係る取組を推進する。 また、市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺を中心とした地域コミュニティや活力維持に向けて、良好な居住地形成が図れる地区計画制度の活用促進を図りながら、地域特性に応じた適正な土地利用を推進する。	計画どおり	・NCC形成に向け、都市拠点や地域拠点等への居住や都市機能の誘導・集積を着実に推進するため、引き続き、各種誘導策の積極的な周知を図るとともに、誘導策の見直し・充実に向け、事業者ヒアリング等を通して民間ニーズの把握を行った。 ・市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺における地区計画制度等の活用促進に向けて、地域の主体的な取組への支援を行った。 また、民間事業者主体の取組に対する相談対応を行い、岡本西小周辺における地区計画を決定した。 ・近年の自然災害の頻発化・激甚化等を踏まえ、拠点形成の取組と防災対策の両立を図りながら、災害に強く、安全なまちづくりを推進する必要がある。	・NCC形成に向け、都市拠点や地域拠点等への居住や都市機能の誘導・集積を促進するため、民間ニーズや拠点形成の現状・課題等を把握しながら、誘導策の見直し・充実を検討する。 ・市街化調整区域において、地域拠点や小学校を中心としたコミュニティ維持を図るため、地区計画制度の活用促進に向けて、地域への働きかけやまちづくりの機運醸成を図るとともに、地域の取組を積極的に支援する。 ・拠点形成の取組と防災対策を両立するため、誘導区域等における防災・減災対策等を位置づけた「立地適正化計画(防災指針)」を策定するとともに、指針を踏まえた防災まちづくり施策を検討・具体化する。

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
1-3-2	エコで利用しやすい交通体系の構築	(1) LRTの整備や公共交通網の再構築	I Cカード導入による利便性向上策の実施【重点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月21日に路線バスにI Cカードを導入、L R Tにおいては、令和5年3月の開業に向け、システム及び機器の設計・開発を実施する。</li> <li>・I Cカードの名称について、バス事業者等で構成する「宇都宮I Cカード導入検討委員会」において、ネーミング選定キャンペーンを行い、名称を「totra」と決定するとともに、券面デザインを決定した。</li> <li>・バス車内や地域行政機関等におけるチラシ配布、ホームページ等での周知に加え、ラジオや大型映像装置、自治会回覧など様々な媒体を活用して、「totra」の幅広い周知を実施した。</li> <li>・日中のバス1乗車の上限金額を400円とする上限運賃制度や、公共交通利用時に付与されるポイントサービスの付与率を2%にするなど、独自のサービス内容の詳細を決定した。</li> </ul>	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階層性のある効率的な公共交通ネットワークの利便性向上を図るため、バスのみならず、他の交通機関にもI Cカードの導入を拡大していく必要がある。</li> <li>・公共交通の利便性を向上させるため、交通関連サービス（ポイントサービス、上限運賃制度など）の前提となるI Cカードの普及促進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L R Tに加え、地域内交通へのI Cカード導入に向けた取組を行うとともに、I Cカード導入による効果をより一層高めるため、引き続き、様々な媒体による幅広い周知を実施する。</li> </ul>
			L R Tの整備【重点】	東西基幹交通となるLRTを整備し、低炭素型公共交通ネットワークの充実を図ります。	計画より遅れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J R宇都宮駅東側について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、事業用地の取得に時間を要し、開業時期を令和5年3月に見直したものの、開業に向け、レール敷設工事や停留場の整備、車両の製造などに取り組んだ。</li> <li>・J R宇都宮駅西側について、道路管理者等の関係機関との協議や検討委員会・専門部会における議論を行い、最適な駅西口L R Tルート構造を選定・公表するとともに、整備区間等の検討を行った。</li> <li>・広報紙など様々な媒体を活用した「幅広い情報発信」やオープンスクエアの運営などの「双方向の取組」を通じ、開業時期や概算事業費の見直しやまちづくりの効果などについて情報提供するとともに、車両愛称アンケートや工事現場見学会などの「参加・体験型の取組」を通じて、市民理解の促進に取り組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J R宇都宮駅東側について、引き続きレール敷設工事や停留場の整備、車両の製造などに着実に取り組んでいく。</li> <li>・J R宇都宮駅西側について、関係機関との協議・調整や有識者への意見聴取、地元商店街等との意見交換を行いながら、導入空間や施設計画などの検討を行うとともに、引き続き駅西側の整備区間の検討を進めていく。</li> <li>・J R宇都宮駅東側における整備の進捗状況、J R宇都宮駅西側の事業化に向けた検討状況について、広報紙、動画など、様々な媒体を通じて分かりやすい情報発信に取り組むとともに、常設型の「オープンスクエア」や、各地区市民センター等における移動型オープンハウスでの意見交換を実施する。</li> </ul>



基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
1-3-2	エコで利用しやすい交通体系の構築	(1) LRTの整備や公共交通網の再構築	公共交通等のネットワーク化の強化	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワーク構築に向けて、LRTの導入を踏まえたバス路線の再編を行い、鉄道やLRT、地域内交通等と連携した効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR宇都宮駅東側について、再編後のバス路線の運行経路や運行本数等について、バス事業者と協議・調整を進めた。バス路線の再編によっては、新設・経路変更する路線等の維持・存続に向けた支援策について、制度内容の詳細を固めていく必要がある。</li> <li>・JR宇都宮駅西側について、LRTと効果的に連携したバスネットワークの構築に向けて検討を行った。また、LRTの駅西側における各交通結節点の整備の検討状況を踏まえながら、バスの運行経路や運行本数等の精査を行う必要がある。</li> <li>・地域内交通について、郊外部全地区において地域内交通を運行し、地域の実情に即した移動手段を確保するとともに、市街地部の石井地区においてR3年4月からの本格運行開始に向けた準備を進めた。運行区域の拡大や市街地部への導入など、各地域の特性や意向に応じた支援を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅東側について、新設・経路変更路線等の維持・存続に向けた支援策を早急に取りまとめるとともに、再編後の運行本数・運行ダイヤ等について関係機関と最終的な協議・調整を行うなど、バス事業者との合意形成を図り、今年度中に「利便増進実施計画」を策定する。</li> <li>・駅西側のLRT整備区間の検討状況を踏まえ、大通りにおけるバスとLRTとの最適な役割分担について、需要予測を実施しながら検討する。</li> <li>・地域内交通について、地域内交通の更なる利便性の向上と効率化を図るため、ICTを活用した予約配車システムによる各種実証実験について、各主体と連携を図りながら実施する。また、市街地部における導入に向けて、峰地区や明保地区など検討を進めている地区に対し、運行計画の素案作成やアンケート調査の実施など、支援を行う。</li> </ul>
			自転車を利用しやすい空間の確保【重点】	自転車の利用しやすい空間の構築を目指す。自転車走行空間の整備を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車専用通行帯や矢羽型路面表示などの整備手法を用いて、約8.0km整備し、全体ではR3年度末までに約59.0km整備した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、自転車を利用しやすい自転車ネットワークを形成するため、「第2次自転車のまち推進計画」に基づき、自転車走行空間の整備を進める。</li> </ul>
		(2) 自転車を利用しやすいまちづくりの推進	レンタサイクルの拡充	レンタサイクルの利便性向上を図るとともにシェアサイクル事業の実現に向けた検討します。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT等を活用したシェアサイクルの導入に向けた実証実験の実施について検討を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通結節点における端末交通や市内の回遊性向上などICT等を活用したシェアサイクルの有用性及び課題を把握する実証実験の実施に向けて運営方法等の検討を行う。</li> </ul>
			自転車活用企業の支援	出前講座等を活用して企業の自転車通勤の促進を図ります。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。</li> <li>・広報紙や健康ポイントアプリ等を活用して自転車通勤に関するPRを実施した。</li> <li>・自転車利用における健康状況の変化を把握するモニタリング調査の実施に向けて、宇都宮市医療保健事業団と意見交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動や健康の視点から自転車通勤の優位性を示したデータ等を把握する必要がある。</li> <li>・健康ポイントアプリ等を活用した自転車通勤の周知・啓発に取り組む。</li> </ul>
		(3) 低炭素型モビリティの導入促進	蓄電機能を生かした電気自動車等の普及促進【重点】	電気自動車(EV)等の蓄電池利用など、新たな手法による普及拡大策を推進します。	計画より遅れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電と連携したEVの補助申請件数増に向け、自動車販売店協会などへの周知を実施した。</li> <li>・今後は、市民の低炭素型自動車に対する更なる理解促進が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境出前講座やイベントの機会を活用し、次世代自動車の周知を行うとともに、電気自動車のメリットを自動車メーカー等と共有しながら、周知啓発に取り組む。</li> </ul>
			電気自動車等のカーシェアリングの導入	「LRT沿線における低炭素化促進事業」における端末交通の低炭素化策の構築を目指します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末交通のEV化による低炭素化について、スマートシティの取組と連携した検討を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末交通のEV化による低炭素化について、スマートシティの取組と連携した検討を実施した。</li> </ul>
1-3-3	気候変動への「適応」に関する普及啓発	(1) 気候変動への「適応」に関する普及啓発	気候変動への「適応」に関する正しい理解を促進するための情報発信を推進します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動への「適応」に関する啓発用パネルを市内イベント時に展示することなど普及啓発を実施した。</li> <li>・一方、気候変動への具体的な適応策については、関係各課と連携し取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動への具体的な適応策については、関係各課と連携し取り組む必要がある。</li> </ul>	
		(2) 気候変動による影響の最小化に向けた取組の推進	局地的な集中豪雨等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨等の被害を最小化するための取組として、市民等の参加を得て水防訓練や土砂災害・全国防災訓練を実施します。</li> <li>・河川改修や調整池、雨水幹線の整備、雨水貯留浸透施設設置の支援等を実施します。</li> </ul>	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訓練の実施が困難であったため中止した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、「土砂災害・全国防災訓練」の開催が見送られたことに伴い、訓練を予定していた警戒区域内に居住する市民を対象に「パンフレット」の回覧を行い、防災意識の向上を図った。</li> <li>・溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け、「総合治水雨水対策基本方針」に基づく先行事業として、「流す」「貯める」「防ぐ・備える」各事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に配慮した運営や台風19号対応を踏まえたより効果的な訓練を推進する。</li> <li>・今後も、土砂災害の未然防止及び緊急時における迅速な避難に向けた取り組みとして、急傾斜地の危険箇所を事前に把握するための「危険箇所合同点検」や、防災意識の更なる高揚を図るための「土砂災害・全国統一防災訓練」などを関係機関等と連携して実施する。</li> <li>・現在、策定中の「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向けて、「流す」取組の財源確保に努めるとともに、田んぼダムや民有地での雨水貯留・浸透施設の普及促進に向けて、「貯める」取組を推進する。また「備える」取組による市民の浸水対策への意識の醸成を図りながら、関係課と連携し、推進計画を着実に実行する。</li> </ul>

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
1-3-3	気候変動への「適応」に関する普及啓発	(2) 気候変動による影響の最小化に向けた取組の推進	熱中症対策の推進	HPや広報誌等を活用した熱中症予防について周知啓発・注意喚起を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度は、市HPや広報紙等による普及啓発をはじめ、庁内関係課による市民や関係団体へのリーフレットの配布やエアコンの適正使用等の呼びかけを行った。特に新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、新しい生活様式を考慮した熱中症予防行動のポイントについて、周知啓発を行った。</li> <li>・近年のヒートアイランド現象や地球温暖化により、熱中症の発生は年々増加しているため、今後とも、広く市民へ熱中症予防の知識の普及啓発を継続するとともに、暑さ指数や熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防に関する情報発信を強化していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症予防に関する啓発を行うため、引き続き、関係課と連携した取組を継続するとともに、国や県の動向を踏まえ「暑さ指数」や「熱中症警戒アラート」を活用した熱中症予防に関する情報発信を強化していく。</li> </ul>
			デング熱等感染症への対応	蚊媒感染症であるデング熱等への感染機会を低減させるため、市広報紙や市ホームページを活用して、蚊の発生防除について啓発を行います。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌や市HPを活用し、衛生害虫について、市民に普及啓発を実施したことにより、相談件数が低調に推移したとともに、衛生害虫による事故防止も図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症対応のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋における現地確認や、必要に応じてその所有者や管理者に対する自主管理を促す。</li> </ul>
2-1-1	発生抑制の推進	(1) 市民と連携したごみの発生抑制の推進	もったいない生ごみ減量化の推進【重点】	「もったいない生ごみ（食品ロス）」を削減するため、市民一人ひとりの意識・行動改革に向けた周知啓発や、自治会・関係団体等との連携による食べ切り・使い切りを推進します。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減に係る周知啓発について、新型コロナウイルス感染症の影響により、集客を伴う周知啓発の機会が減少したことから、新しい周知啓発方法として、データ放送やラジオ放送などを活用した。</li> <li>・引き続き、食品ロス削減に向けた市民の意識の向上・行動の定着を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ごみ分別アプリやデータ放送、ラジオ放送など、様々な媒体を活用し、市民への効果的な周知活動に取り組む。</li> </ul>
			リサイクル推進員活動支援の推進	地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進するため、ごみの分別・排出指導やステーションの管理等の役割を担うリサイクル推進員の活動を支援します。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会等が中止されたことから、リサイクル推進員からの問い合わせに対し、分かりやすい説明を行った。</li> <li>・情報誌「みやくりん」を活用し、焼却・資源化施設等の施設見学レポート等を掲載するなど、リサイクル推進員の育成や地域活動の支援を実施した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、引き続き、リサイクル推進員による地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や施設見学会等の開催については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を講じた上で開催する。</li> <li>・また、情報誌「みやくりん」を活用した情報提供など、様々な媒体を活用し、リサイクル推進員の育成及び活動への支援に取り組む。</li> <li>・さらに、今年度からは新たに研修会の動画配信等を実施するなど、活動の支援に取り組む。</li> </ul>
			家庭系ごみの分別強化の推進	家庭系焼却ごみの中の資源物の混入を防ぐため、様々な機会や場、媒体を活用して、市民に対する発生抑制・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、5種13市分別の徹底を促進します。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、集客を伴う周知啓発の機会が減少したことから、新たにデータ放送やラジオ放送などを活用し、3Rに関する周知啓発を行い、分別に対する意識醸成や理解促進を図った。</li> <li>・「教えてミヤリー（LINEを活用したAIによる問い合わせ応答サービス）」に、新たに「家庭ごみの分別」分野を追加し、ごみの分別や資源化に関する市民サービスの向上を図った。</li> <li>・外国人世帯に対するごみの分別の周知強化を図るため、新たに2言語（ベトナム、ネパール）の「資源とごみの分け方・出し方（A3版チラシ）」を追加し、外国語の対応言語を8言語に拡充した。</li> <li>・引き続き、市民の分別協力度や分別精度の更なる向上を図り、3Rを推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、集客を伴う周知啓発の機会が減少したことから、新たにデータ放送やラジオ放送などを活用し、3Rに関する周知啓発を行い、分別に対する意識醸成や理解促進を図った。</li> <li>・「教えてミヤリー（LINEを活用したAIによる問い合わせ応答サービス）」に、新たに「家庭ごみの分別」分野を追加し、ごみの分別や資源化に関する市民サービスの向上を図った。</li> <li>・外国人世帯に対するごみの分別の周知強化を図るため、新たに2言語（ベトナム、ネパール）の「資源とごみの分け方・出し方（A3版チラシ）」を追加し、外国語の対応言語を8言語に拡充した。</li> <li>・引き続き、市民の分別協力度や分別精度の更なる向上を図り、3Rを推進する必要がある。</li> </ul>

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
2-1-1	発生抑制の推進	(2) 事業者と連携したごみの発生抑制の推進	もったいない生ごみ減量化の推進【重点】	「もったいない生ごみ（食品ロス）」を削減するため、市民一人ひとりの意識・行動改革に向けた周知啓発や、事業者・関係団体等との連携による食べ切り・使い切りを推進します。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進や、「フードバンクうつのみや」と連携したフードドライブの取組など、事業者と連携した食べ切り・使い切りの取組を推進した。</li> <li>引き続き、事業者と連携した取組を推進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「もったいない運動市民会議」と連携した「もったいない残しま10！運動」の推進や、「フードバンクうつのみや」と連携した「フードドライブ」の通年受付、「もったいない残しま10！運動」協力店の拡大など、市民・事業者・行政が一体となった食品ロス削減に向けた取組を推進する。</li> </ul>
			事業系ごみの適正処理の徹底【重点】	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業所への戸別訪問指導を計画的に実施した。（2年で全ての対象事業所を訪問する計画で、R2年度は105件が対象）</li> <li>新たに事業系一般廃棄物を20t以上50t未満排出する事業所を中規模事業所として位置付け、大規模事業所と同等の訪問指導を計画的に実施した。（2年で全ての対象事業所を訪問する計画で、R2年度は111件が対象）</li> <li>中規模事業所訪問指導において、産業廃棄物として処分すべき廃棄物の処分方法の誤りや資源化可能な紙の分別の不徹底などが散見される。</li> <li>ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出に対する現地調査や排出事業者への指導を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模・中規模事業所への戸別訪問指導については、今年度改定した「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、今後とも計画的に実施し、適正処理を推進していく。</li> <li>不適正な排出状況が改善されるまで再訪問を繰り返し実施するなど、事業所への継続的な指導を行う。</li> </ul>
			エコショップ等の普及促進	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の認知度向上や認定店の拡大のため、市HP等を活用した周知啓発や市内の小売店舗への働きかけを実施した。</li> <li>引き続き、制度の認知度向上や市民・事業者の3Rに関する意識醸成及び行動の定着を図る必要がある。</li> <li>また、「食品ロス削減推進法」の施行や「プラスチック資源循環推進法」の成立など近年の動向を踏まえ、食品ロスの削減や廃プラスチックの削減への対応についても検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市HP等を通じた認定店における3R活動の周知・取組紹介により制度の認知度向上を図るとともに、エコショップ等認定店の拡大により市民・事業者の3R活動を推進する。</li> <li>食品ロスや廃プラスチックの削減に向け、認定要件等の見直しを実施する。</li> </ul>
			簡易包装の推進	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>3R推進月間（10月）におけるリーフレットの配布や市HP等における周知啓発を実施するなど、リユース品の利用促進に関する市民意識の向上などに努めた。</li> <li>今後とも市民への周知啓発を実施し、リユース品の利用を促進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコショップ等認定店の拡大に努め、その取組を情報発信するほか、分別講習会やイベント、市HPなど、様々な機会や場、媒体を活用して周知啓発を実施し、簡易包装を推進する。</li> </ul>
2-1-2	再使用の推進	(1) リユース品の利用促進	リユース品の利用促進【重点】	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>3R推進月間（10月）におけるリーフレットの配布や市HP等における周知啓発を実施するなど、リユース品の利用促進に関する市民意識の向上などに努めた。</li> <li>今後とも市民への周知啓発を実施し、リユース品の利用を促進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレット配布のほか、環境出前講座や市HPなどを活用したリユースショップの紹介や利用方法の情報提供を実施し、リユース品の利用促進を図る。</li> </ul>
			衣類再利用の推進【重点】	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域におけるリユースの取組状況に係る情報収集を実施した。</li> <li>情報提供内容の充実や効果的な情報発信を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、衣類のリユースに関する情報発信をしていくほか、R3年3月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、新たなリユースの可能性や利用促進に向けた方策について調査・研究を行う。</li> </ul>
			粗大ごみの再生利用の推進	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇都宮市環境学習センターで実施している家具・自転車の再生品提供事業について、3R推進月間（10月）におけるリーフレットの配布や市HP等における周知啓発を実施し、粗大ごみの再生利用の推進に努めた。</li> <li>申し込み方法の利便性向上のため、環境学習センターHPからの申込体制を整備した。</li> <li>今後とも市民への周知啓発を実施し、粗大ごみの再生利用を促進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレット配布のほか、市HPなどを活用した情報提供や周知啓発を実施し、粗大ごみの再生利用の推進を図る。</li> <li>環境学習センターHPからの申し込みの開始を広く周知することで、市民が再生利用の事例を知る機会を拡大し、粗大ごみの再生利用を促していく。</li> </ul>



基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
2-2-1	ごみの資源化の推進	(1) 資源化の更なる推進	剪定枝の資源化推進【重点】	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年6月から剪定枝の回収拠点を2か所に拡充し、剪定枝の資源化の推進を図った。</li> <li>・清掃センターにおける2拠点回収の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。</li> <li>・引き続き効果的、効率的な実施手法について検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化量の拡大に向け、効果的・効率的な事業実施体制の検討や周知啓発を行うとともに、効果的、効率的な回収体制の検討や多様な回収方法について調査・研究を行う。</li> </ul>
			「プラスチック製容器包装」の資源化の推進	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たにデータ放送やラジオ放送など様々な媒体等を活用した周知啓発を実施し、市民の分別協力への意識醸成や理解度促進を図った。</li> <li>・引き続き、市民の分別協力度や分別精度の更なる向上を図り、3Rを推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市HPや広報紙など様々な媒体を活用した周知啓発を実施し、プラスチック製容器包装の資源化に関する更なる市民意識の向上や行動の定着を図る。</li> </ul>
			廃食用油の資源化推進	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点回収の定着化により昨年度を上回る回収量の確保と適正な資源化が図られている。</li> <li>・引き続き、事業の周知啓発により市民のリサイクル意識の向上を図るとともに、資源化を取り巻く社会情勢に対応した内容で事業を推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の実現に向けた市民意識の向上を図るため、引き続き、様々な媒体を活用した周知啓発を行い回収量の増加を図るとともに、障がい者支援団体や資源化事業者と連携して効果的・効率的に資源化を推進する。</li> </ul>
			使用済小型家電の資源化推進	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における外出自粛の影響により片付けごみが増加したことを受け、資源化量が増加している。</li> <li>・引き続き、事業の周知啓発により市民のリサイクル意識の向上を図るとともに、資源化を取り巻く社会情勢に対応した事業を推進する必要がある。</li> </ul>	再掲2-2-1 (1)
		(2) ごみの資源化に向けた取組の普及促進	市民・事業者主体によるごみ資源化の推進	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみの資源化にあたり、資源物集団回収実施団体に対する、集団回収の継続に係るアドバイス等の支援を実施し、活動の活性化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの活性化を図りながら、効果的・効率的な集団回収の仕組みの調査研究を行うなど、資源物集団回収を推進する。</li> <li>・事業者への適正排出指導を通じた資源物とごみの分別の徹底する。</li> <li>・事業者主体による資源化の推進に向け、費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討や、リサイクル技術の最新動向・他自治体の実績等の調査研究の実施する。</li> </ul>
			リサイクル推進員活動支援の推進（再掲）	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	再掲2-1-1 (1)	再掲2-1-1 (1)
			資源物集団回収の推進	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物回収方法の多様化等の影響により、回収量が減少傾向にあることから、集団回収継続のため、実施団体へ助言等を行うほか、古紙回収価格の下落に伴い、R3年度から指定回収者への補助制度の導入を決定した。</li> <li>・今後も集団回収の継続を希望する実施団体へ助言等を行うなどの支援をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物集団回収活動を継続的に支援するため、実施団体への活動強化に向けた効果的な周知や助言を行うほか、指定回収者への補助金交付などによる支援を実施する。</li> </ul>

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
2-2-2	公共施設における資源化の推進	(1) 下水汚泥などの有効利用	下水汚泥の有効活用	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>水再生センターから発生する下水汚泥については、建設資材への再利用や、民間事業者への処分委託により、発生汚泥の全量を有効利用する体制を確立した。</li> <li>福島第1原子力発電所の事故による放射性物質の影響を受け、溶融スラグの建設資材利用が一部制限される状況にあり、民間事業の受入可能な範囲で有効利用を実施した。</li> <li>溶融スラグ化以外の方法も含め栃木県下水道資源化工場における更なる有効利用を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木県下水道資源化工場における溶融スラグ化以外の有効利用の検討に協力するとともに、民間事業者による有効利用も推進し、下水汚泥の最大限の再資源化に取り組む。</li> </ul>
			川田水再生センターの消化ガスの利活用	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切なメンテナンスを行い発電施設の安定稼働に努め、消化ガスを有効活用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定稼働に向けて、引き続き適切なメンテナンスを行っていく。また、R5年2月から開始する24時間運転が円滑に開始できるように送電事業者と調整を行う。</li> </ul>
			し尿等の下水道施設における一体処理の推進	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>R2年度中の浄化槽汚泥等受入施設の供用開始に向け、建設工事を進めR3年1月に供用開始した。</li> <li>東横田清掃工場から川田水再生センターへの業務移行を完了する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な生活排水汚泥一体処理に向け、引き続き事務を進める。</li> </ul>
		(2) 市有施設から発生するエネルギー・再資源物の有効活用	清掃工場における熱エネルギーの循環利用	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却に伴い発生した熱エネルギーを利用し、近隣の市有施設へ熱源を供給し、有効活用を図った。</li> <li>適切な維持管理を行い、熱源としての有効活用を継続する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーンパーク茂原、クリーンセンター下田原において、引き続き、適切な維持管理を行い、安定的な発電を継続するとともに、クリーンパーク茂原においては、安定的な熱源供給を継続する。</li> </ul>
			溶融スラグの資源化の推進	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコスラグを生産し、アスファルト骨材として有効利用した。</li> <li>エコスラグを安定的に生産するため、灰溶融設備の維持管理を適切に行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、エコスラグの安定供給を継続するため、灰溶融設備の点検及び補修・整備を適宜実施する。</li> </ul>
2-2-3	地域循環の新たな創出に向けた施策の推進	(1) リサイクル製品の利用拡大の促進	地域でのリサイクル製品の利用促進	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃センターにおける拠点回収の取組の定着化により安定した回収量を確保するとともに、チップ化した剪定枝の利用について市民へ周知することで資源循環利用に対する市民意識の向上に努めた。</li> <li>資源の循環利用の推進に向け、剪定枝チップ配布人数等の更なる拡充を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>剪定枝のチップ配布について引き続き周知啓発を行い更なる資源循環利用を図る。</li> </ul>
			事業者のリサイクル製品の利用促進	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者のリサイクル製品の利用促進のため、市HP等を活用し、エコショップ等認定店に関する周知啓発や市内の小売店舗への働きかけを実施した。</li> <li>事業者のリサイクル製品の更なる利用拡大に向け、引き続き、意識醸成及び行動の定着を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市HP等を通し認定店における3R活動の周知・取組紹介により「宇都宮市エコショップ等認定制度」の認知度向上を図るとともに、エコショップ等認定店の拡大により事業者のリサイクル製品の利用を促進する。</li> </ul>
		(2) 地域内での資源循環利用の推進	拠点回収事業の拡充【重点】	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>R2年6月から剪定枝の回収拠点を2か所に拡充し、剪定枝の資源化の推進を図った。</li> <li>廃食用油や使用済小型家電、使用済みインクカートリッジの拠点回収を推進するとともに、事業者と連携し回収拠点を増加するなど、拠点回収事業の拡充に努めた。</li> <li>引き続き、拠点回収の効果的・効率的な実施に努め、資源の循環利用を推進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源化量の拡大に向け、効果的・効率的な事業実施体制の検討や周知啓発を行うとともに、効果的・効率的な回収体制の検討や多様な回収方法について調査・研究を行う。</li> <li>分別講習会や各種イベント、市HPの活用など、様々な機会や場を活用して事業の周知を行い、市民のリサイクル意識の向上や事業の認知度向上を図るとともに、効果的な拠点設置と資源化事業者等と連携した効果的な回収に努め、資源循環利用を推進する。</li> </ul>
			新たな資源循環利用の推進【重点】	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進自治体や資源化事業者からの情報収集に努めた。</li> <li>リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、効果的・効率的な資源化手法の調査研究が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県等の動向や先進自治体の取組について情報収集し、本市の排出状況等を踏まえたプラスチックごみ資源化に係る検討を行う。</li> </ul>
		太陽光発電パネルのリサイクルへの対応の検討	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の太陽光発電システムに係る「事業計画策定ガイドライン」や栃木県の太陽光発電施設設置・運営指針について太陽光事業者への周知を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、引き続き、国や県の動向を注視しながら、情報収集に努めていきます。</li> </ul>	

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
2-3-1	適正な処理体制の整備・推進	(1) 効率的なごみ収集の推進	今後の社会環境の変化に対応した効率的・効果的なごみの収集運搬のあり方の検討【重点】	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者数が増加傾向であるため、随時、収集運搬体制の見直しを図り、的確に収集を実施した。</li> <li>引き続き、適切に事業を実施するための収集運搬体制を確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>超高齢化の進行などに伴い、増加が見込まれる対象者への対応を図るため、効率的な収集運搬体制を確保することにより、引き続き、事業を適切に実施する。</li> </ul>
			ごみステーションの維持管理への支援	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民やごみ収集委託事業者等からの情報に基づき、現地確認および分別指導チラシの配布、自治会や集合住宅管理者等への情報提供、指導等を実施した。</li> <li>引き続き、ごみステーションの適正な維持管理を徹底する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会や集合住宅管理者等との連携による、ごみステーションの適正な維持管理や美化への支援を実施する。</li> <li>維持管理の行き届いていないごみステーションについては、市民やごみ収集委託事業者等からの情報を集約し、適切かつ迅速な指導を行い、ごみステーションの適正管理を推進する。</li> </ul>
		(2) 適正処理意識の醸成	ごみのないきれいなまちづくり事業の実施	美化推進重点地区内の巡回指導に加え、あらゆる機会や情報媒体等を活用し、条例の周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業所への戸別訪問指導を計画的に実施した。（2年で全ての対象事業所を訪問する計画で、R2年度は105件が対象）</li> <li>新たに事業系一般廃棄物を20t以上50t未満排出する事業所を中規模事業所として位置付け、大規模事業所と同等の訪問指導を計画的に実施した。（2年で全ての対象事業所を訪問する計画で、R2年度は111件が対象）</li> <li>中規模事業所訪問指導において、産業廃棄物として処分すべき廃棄物の処分方法の誤りや資源化可能な紙の分別の不徹底などが散見される。</li> <li>ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出に対する現地調査や排出事業者への指導を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模・中規模事業所への戸別訪問指導については、今年度改定した「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、今後とも計画的に実施し、適正処理を推進していく。</li> <li>不適正な排出状況が改善されるまで再訪問を繰り返し実施するなど、事業所への継続的な指導を行う。</li> </ul>
			適正処理の意識醸成に関する啓発事業の実施	廃棄物の適正処理に関する周知啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのポイ捨て防止等を啓発するため、中心市街地の「美化推進重点地区」において、指導員による土日を含めた毎日の巡回指導や路面標示の計画的な修繕に加え、オリオンスクエア内の大型映像装置やスマートフォンアプリケーション等を活用した周知を行った。</li> <li>外国語版リーフレット（3か国語）を作成し、外国人に対する分かりやすい周知を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組を継続するほか、居住者・旅行者である外国人に対しても、外国語版リーフレットを積極的に活用して条例の周知を行う。</li> </ul>
			適正な収集運搬体制の維持	作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な処理運搬体制の維持を図ります。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみ等の収集運搬委託事業者への研修会の実施などを通じ、作業効率や安全性、衛生面などを考慮した適正な収集運搬体制を継続実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみ等の委託事業者への研修会の実施などを通じ、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した収集運搬体制を継続する。</li> </ul>

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
2-3-1	適正な処理体制の整備・推進	(3) 事業者等に対する指導	廃棄物中間処理施設・最終処分場・事業所への立入調査の実施	産業廃棄物及び一般廃棄物の処理業者に立入検査を実施するとともに、必要に応じて、排出事業者への分別指導も実施します。	計画どおり	・廃棄物処理業者に抜き打ちで立入検査するなど、法基準への適合状況を厳格に確認し、速やかに、是正指導していることから、適正処理の確保が図れている。	・収集運搬業者の事業所や中間処理施設、最終処分場への立入検査を、計画的に実施する。 ・排出事業者への分別指導をすることで、廃棄物の適正処理を確保していく。
			解体現場への立入調査の実施	建設リサイクル法に基づく届出を基に建設廃棄物の排出場所を把握し、庁内関係課と合同で立ち入り検査を実施します。	計画どおり	・関係課と連携を図りながら、合同パトロールを実施することで、建設廃棄物不適正処理の防止を図ることができた。	・今後も、関係課と連携を図りながら、合同パトロールを実施し、不適正処理に対し適正な指導を行い、建設廃棄物の適正処理を推進する。
		(4) 効果的・効率的なごみ処理体制の構築	廃棄物分野における災害対応策の検討【重点】	災害廃棄物を円滑かつ適正に処理できるよう、災害種別に応じた仮置場候補地の確保や収集運搬等に係る事業者との協力的体制の構築、各種災害に対応するための手順などを検討します。	計画どおり	・R元年台風第19号への対応を踏まえ、より大規模な災害に迅速に対応するため、関係各課の役割分担を見直し、宇都宮市災害廃棄物処理対応マニュアルの改定作業を実施した。 ・全庁で実施した災害対応訓練において、見直した新たな役割分担で訓練を行い、職員の災害廃棄物処理に関する対応力向上を図った。	・R元年台風第19号における対応及び改定した「宇都宮市災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく訓練等の実施により、再度、実効性を検証するとともに職員の対応力向上を図る。
			中間処理施設の整備	「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づき、計画的に整備を進めます。	計画どおり	・適切な工事管理（工程、品質、環境保全等）に努め、密に事業者と調整を図りながら整備事業を推進し、工事が完成した。	・クリーンセンター下田原は、引き続き、地域住民との良好な信頼関係を確保しながら、円滑な施設運営を図るとともに、地域振興事業を推進する。
		最終処分場の整備	「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク整備基本計画」等に基づき、計画的に整備を進めます。	計画どおり	・適切な工事管理（工程、品質、環境保全等）に努め、密に事業者と調整を図りながら整備事業を推進し、工事が完成した。	・エコパーク下横倉は、引き続き、地域住民との良好な信頼関係を確保しながら、円滑な施設運営を図るとともに、地域振興事業を推進していく。	
2-3-2	不法投棄の未然防止、拡大防止	(1) 不法投棄多発地点等の継続的な監視	不法投棄監視パトロールの実施	不法投棄多発地点を中心に市内全域において、監視パトロールを実施します。	計画どおり	・不法投棄監視パトロールを、不法投棄が増加する地域で重点的に実施することで、早期発見による速やかな撤去により、拡大防止を図ることができた。 ・林道奥や高速道路沿いなど、目に留まりにくい場所の不法投棄が依然として見られる。	・不法投棄の頻度や状況、地域からの要望等を踏まえ、巡回するコースや方法を必要に応じて見直すなど、より効果的・効率的な不法投棄監視パトロールを実施する。
			監視カメラによる不法投棄監視の実施	不法投棄多発地点に監視カメラを設置し、不法投棄の監視を行います。	計画どおり	・監視カメラ設置場所周辺の不法投棄を未然に防止し、良好な環境を保つことができた。	・不法投棄を防止するため、監視カメラの特性を踏まえ、場所や目的に応じて効果的に配置することで監視体制の強化を図る。
		(2) 市民、事業者、行政機関との継続した連携	宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会の運営	不法投棄未然防止連絡協議会において、住民代表、事業者、関係行政機関で不法投棄に関して情報共有を図ります。	計画どおり	・宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会の開催により、住民代表、事業者、関係行政機関と連携し、不法投棄に関する情報共有、相互の連絡体制を確立した。	・今後も、宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会を運営し、市域全体における不法投棄に対する通報協力を依頼するとともに、連絡体制を確立し迅速・的確な対応を図る。
			地域住民による不法投棄監視活動の推進	地域住民による不法投棄監視活動を支援するほか、回収した集積ごみについて、行為者の特定に係る調査を実施するとともに、投棄物を撤去することで、原状回復や拡大防止を図ります。	計画どおり	・地域住民が主体となる清掃活動については、住民が集めた廃棄物を市が回収する支援を行った。 ・不法投棄の未然防止対策については、不法投棄防止看板や資材（杭、ロープなど）を配付する支援を行った。	・今後も地域住民が主体となる不法投棄監視活動を市が継続的に支援することにより、住民意識の向上を図るとともに、地域の良好な環境を確保する。
		(3) 早期発見・早期対応の推進	不法投棄対応マニュアルに基づく早期対応・早期撤去の実施	不法投棄の現場を速やかに確認し、早期撤去することで、不法投棄の拡大防止に努めていきます。	計画どおり	・不法投棄の現場を速やかに確認する体制を整えるなど、関係課と連携することで、速やかな原状回復に努めるとともに、拡大防止を図ることができた。	・今後も不法投棄の通報等があった時点で速やかに状況を把握する体制を維持し、迅速に原状回復を行う。
			土地の所有者等への不法投棄物の撤去指導	土地の適正管理について、自治回覧を通じた周知啓発を行うとともに、通報等に基づく現地調査を速やかに実施し、土地の所有者等に対して撤去指導を行います。	計画どおり	・土地所有者や管理者への意識啓発を図り、不法投棄されない環境づくりを推進した。 ・投棄物の速やかな撤去を土地所有者等に指導することで、不法投棄の拡大防止を図った。	・今後も、不法投棄に関して、自治会回覧を通じた周知啓発を行うとともに、速やかな撤去を土地所有者等に指導し、拡大防止を図る。



基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	(1) 生物多様性の理解に向けた周知啓発	環境学習センター等における環境学習機会の提供【重点】	環境学習の拠点である環境学習センターを中核とした様々な場において、多様な主体と連携し、生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を実施します。	コロナの影響による変更	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、講座や各種イベントが中止になり、環境学習の機会が減少した。 ・今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、生物多様性の大切さについて理解促進を図る場を提供していく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じるとともに、環境学習センター等と連携して自然とふれあう体験型プログラムや身近でわかりやすい講座を実施していく。
			生物多様性に係る出前講座の実施	生物多様性に興味を持ち、理解を深めることができるプログラムを用意し、学校や地域等のニーズに応じて出前講座を実施します。	コロナの影響による変更	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、出前講座の実施回数及び参加人数が減少した。今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、学校等と連携し、生物多様性に関心を持たせ、理解を深める場を提供していく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じるとともに、引き続き、子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に出前講座を実施していく。また、学校と連携した宇都宮学による学ぶ場を提供していく。
		(2) 自然とふれあえる環境づくりの推進	自然にふれあう機会の確保、提供【重点】	自然に親しむきっかけづくりとして、身近にある自然を活用した各種イベント等におけるネイチャーゲーム等に加え、自然観察会等の自然に親しむ活動等を実施します。	コロナの影響による変更	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、講座や各種イベントが中止になり、自然ふれあい活動の体験者数が減少した。 ・今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、自然に親しむきっかけづくりとなる場を提供していく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、講座や各種イベントが中止になり、自然ふれあい活動の体験者数が減少した。 ・今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、自然に親しむきっかけづくりとなる場を提供していく必要がある。
			市の広報媒体を活用した情報発信（再掲）	広報紙をはじめとした様々な市の広報媒体を活用して、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけづくりを目的とした本市の豊かな自然環境に関する情報を発信します。	計画どおり	・パネル展、広報紙、HP、大型映像装置による情報発信を実施した。 ・今後も生物多様性の認知度向上のため、より効果的な周知啓発を実施していく必要がある。	・生物多様性の認知度をさらに向上させるため、パネル展、広報紙、ツイッター等、各世代に適した様々な広報媒体を活用して、身近でわかりやすい情報を発信していく。
3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(1) 動植物の生息・生育環境の保全	外来種に関する周知啓発【重点】	外来種の持ち込みや野外放逐等の抑制を図るため、地区市民センター等の市有施設や各種イベント等におけるパネル展示等を実施し、外来種の影響についての理解促進を目的とした周知啓発を実施します。	計画どおり	・パネル展、広報紙、HP、大型映像装置による情報発信を実施した。 ・今後も外来種の影響に関する認知度については、目標値の達成に向けて、認知度の向上に結びつく効果的な周知啓発を実施する必要がある。	・外来種の影響に関する認知度をさらに向上させるため、パネル展、広報紙、ツイッター等、各世代に適した様々な広報媒体を活用して、身近でわかりやすい情報を発信していく。
			生きものの生息・生育環境の保全【重点】	人と自然が調和したまちづくりに向け、本市の自然環境を把握するとともに、生物多様性保全の取組を推進します。	計画どおり	・本市の自然環境について、市民アンケートや専門家への意見聴取等を実施し、生物多様性地域計画である「うつのみや生きものつながりプラン」を改定した。引き続き、本プランを適切に推進し、貴重な生物多様性の恵みを将来にわたり引き継いでいく必要がある。	・自然環境基礎調査を実施し、本市の自然環境の状況を適切に把握した上で、本プランに基づき、本市の生物多様性保全の取組を総合的に推進していく。
			自然環境保全地区等の巡視	自然環境の保全や生物多様性の確保のために、栃木県の「自然環境の保全及び緑化に関する条例」で指定された自然環境保全地域等について、盗掘等の防止対策として定期的な監視活動を実施します。	計画どおり	・自然環境保全地域（鬼怒川中流域）、緑地環境保全地域（羽黒山、長岡）、重要配慮地域（鶴田沼辺ほか11か所）について、定期的に監視活動を実施した。 ・引き続き、自然環境保全地域等の自然環境が確保されるよう、効果的な監視活動を実施していく必要がある。	・引き続き、自然環境の保全や生物多様性の確保のため、定期的かつ効果的に監視活動を実施していく。
			天然記念物の保全	樹勢回復が必要な天然記念物支援のため補助金を交付することや、市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を行い、樹勢の維持管理を実施します。	計画どおり	・R2年度は、樹勢回復が必要な天然記念物の調査と樹勢回復事業を行った。市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を実施し、樹勢の維持管理を行った。	・R3年度は樹勢回復が必要な天然記念物の樹勢回復事業を実施するほか、R2年度と同様の取組を継続的に実施する。

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
3-1-2	生きものと その生息・ 生育環境の 保全の推進	(2) まちづ くりと合わせ た自然環境の 保全の推進	生物多様性保全事業の 情報共有【重点】	栃木県の「人、地域、企業、団体等の協働推進プロジェクト」と連携し、事業者と様々な活動主体のネットワークの構築を図り、自然環境保全活動や里山林整備活動を推進します。	計画どおり	・栃木県の「人、地域、企業、団体等の協働推進プロジェクト」と連携し、自然環境保全活動や里山林整備活動を推進した。 ・今後も自然環境保全に関する市民団体等の活動や事業者の社会貢献活動を結びつけて促進させる効果的な支援策を検討する必要がある。	・自然環境保全団体と社会貢献に意欲のある事業者をマッチングする「うつのみや生きものつながり活性化事業」を開始し、生物多様性保全活動の活性化を図っていく。
			まちづくりと合わせた 河川・緑地等の一体的 保全と活用	「第3次都市計画マスタープラン」を踏まえ、都市における貴重な緑空間の保全・創出などに向けた都市計画制度等の運用を行います。	計画どおり	・緑地協定制度等の周知啓発に取り組み、公共空間や宅地内の緑化推進に努めた。今後は緑の基本計画の改定に合わせて、各種緑化制度等の効果的な活用手法等を検討し、さらなる緑空間の保全・創出に取り組む必要がある。 ・都市の貴重な緑・景観の保全・創出、環境保全、防災など、多面的な機能を有する都市農地の保全策について比較しながら検討を深めた。 ・都市農地が有する多面的な機能を発揮させるため、早期かつ確実に効果の発現できる制度を導入する必要がある。	・緑豊かな都市空間の確保・居住環境の形成に向け、各種緑化制度を活用した宅地内等の緑化の推進や、都市緑地等の保全を引き続き実施する。 ・都市農地の早期かつ確実な保全に向け、生産緑地制度を導入したところであり、更なる保全、活用を図るため、地区計画や田園住居地域等を検討する。
			地域の再生可能エネル ギー等を活用した環境 負荷の低減とまちの活 性化（再掲）	「都市計画マスタープラン」や「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」等を踏まえながら、都市農地の保全・活用に向けた制度運用の検討を進めていきます。	計画どおり	再掲3-1-2 (2)	・都市農地の早期かつ確実な保全に向け、生産緑地制度の導入を進めるとともに、更なる保全、活用を図るため、地区計画や田園住居地域等を検討していく。
			里山・樹林地の管理・ 育成につながる連携強 化	公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携し、緑地保全活動や緑の普及啓発に努めるとともに、栃木県と連携し環境保全活動団体等について情報発信を行いネットワークの構築を図ります。	計画どおり	・公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携し、計画的かつ効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全を実施した。	・都市緑地として公有地化したままとりのある緑を良好な樹林地として保全していくため、公益財団法人グリーントラストうつのみやとの連携を更に強化し、より効果的な緑地保全体制となるよう努める。
			自然環境保全対策に関 するアドバイザー会議 の開催	本市の公共事業を実施するにあたり、自然環境の保護・保全対策について、自然環境専門家からアドバイスを受け、自然環境への負荷低減を図ることを目的とした会議を開催します。	計画どおり	・R2年度は、全2回のアドバイザー会議を開催し、事業実施課において専門家からのアドバイスを事業手法に反映した。 ・引き続き、公共事業による自然環境への負荷低減について有効なアドバイスを受けられるよう、適切に当該会議を運営する必要がある。	・引き続き、公共事業に係る自然環境への負荷低減を図るため、事業の進捗状況に合わせて、適切にアドバイザー会議を開催していく。

基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針	
3-1-2	生きものと その生息・ 生育環境の 保全の推進	(3) 自然環 境に配慮した 暮らしの推進	自然共生圏の形成に向けた調査・検討	生物多様性国家戦略2010-2020で示された「自然共生圏」の本市での実現に向けた調査研究を行います。	計画どおり	・生態系サービスについての理解を深めるため、国の動向等について情報収集を行うとともに、市HPやパネル展示による周知啓発を実施した。 ・今後とも、生態系サービスに係る正しい認識と周知が必要である。	・引き続き、次期国家戦略策定等に係る国の動向等を注視しながら最新の情報を収集していく。また、市HPやパネル展示による身近でわかりやすい周知啓発を行っていく。
			リユース品の利用促進【再掲】	市内におけるリユース情報を市民に提供するとともに、再使用可能な粗大ごみの一部を修繕・再生して販売することで再使用を推進します。	計画どおり	・今後とも、生態系サービスに係る正しい認識と周知が必要である。	・リーフレット配布のほか、環境出前講座や市HPなどを活用したリユースショップの紹介や利用方法の情報提供を実施し、リユース品の利用促進を図る。
			地産地消の推進	地場農産物・販売店等マッチング事業による宇都宮市産農産物の新たな活用などにより、地産地消の普及啓発と宇都宮市農産物の消費拡大に取り組みます。	計画どおり	・本市農産物の消費喚起を図るため、飲食店等を活用したフェアなどの前倒し実施や期間の延長を行ったほか、需要が減少した農産物についても、販売会を企画する等必要な消費喚起策などを実施した。 ・また、フェア等を活用して地産地消推進店の認定を促進させるとともに、農業者と実需者とのビジネスマッチングを行うマッチング事業では、実施した9件のうち5件が取引開始となった。 ・今後も、社会情勢等を踏まえながら、推進店を活用したフェア等の実施時期などの検討や適切な消費喚起策を講じる必要がある。 ・また、マッチング事業については、安定的な需要が期待できる社員食堂のような給食施設を保有する事業者への訪問等を行う必要がある。	引き続き、多くの消費者がフェア等に参加し市農産物を飲食したり購入できるように、民間事業者の提案を取り入れながら内容の充実を図るとともに、適切な実施時期などの検討や消費喚起策を講じる。 ・マッチング事業については、使用する農産物の決定権をもつ社員食堂のような給食施設を保有する事業者をターゲットに訪問を行う。
			地域特性を活用したエコツーリズム等の検討・実施	都市と農村の交流促進や、地域活性化を図るため、事業を実施する団体への支援を実施します。	コロナの影響による変更	・R2年度は、コロナ禍の影響により、民間による事業の実施が無かった。ポストコロナに向け、潜在ニーズの掘り起こしやニーズのある事業者にリーチする周知方法については引き続き課題である。	・農業者と深く関る農業部門の所属とも連携しニーズの掘り起こし及び周知に努めていく。
			地域でのリサイクル製品の利用促進【再掲】	清掃センターで拠点回収した剪定枝をチップ化し市民への無料配布を行うなど、資源の循環利用を推進します。	計画どおり	・清掃センターにおける拠点回収の取組の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。 ・引き続き効果的、効率的な実施手法について検討する必要がある。	・剪定枝の拠点回収の周知啓発と合わせ、チップ配布についても引き続き周知啓発を図る。
			携帯アプリ・SNS等ICTを活用した情報発信の推進【重点】	市民に親しみのある情報媒体を活用した情報発信を推進し、市民の環境配慮に関する意識醸成を推進します。	計画どおり	・facebookを活用したもったいない運動の取組やイベントの周知を行うなど、効果的な情報発信を実施した。 ・アクセス数を増加させるため、情報発信の方法に工夫が必要である。 ・ごみ分別アプリ、市HP、facebookにより、自然に親しみかけとなるイベント等の情報発信を実施した。 ・今後も多くの市民に生物多様性の大切さについての理解促進を図るため、より市民に認知されるSNSを運用していく必要がある。 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用し、資源とごみの分け方・出し方に関する周知啓発や、環境部のパブリシティとして情報発信に努めた。また、R3年2月より、LINEを活用したA I 自動応答サービス「教えてミヤリー」でごみの分別等に関する情報発信を開始した。 ・引き続き、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を行い、更なる市民の意識醸成を図る必要がある。	・引き続きfacebookを活用した情報発信を行っていくとともに、市民に普段の生活においても実践できるよう旬な情報の発信に努め、アクセス数の増加を図る。 ・今後は、生物多様性の大切さについての理解をさらに促進させるため、ツイッターを活用し、より市民に身近でわかりやすい情報発信に取り組んでいく。 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用し、資源とごみの分け方・出し方に関する周知啓発や、環境部のパブリシティとして情報発信に努めた。また、R3年2月より、LINEを活用したA I 自動応答サービス「教えてミヤリー」でごみの分別等に関する情報発信を開始した。 ・引き続き、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を行い、更なる市民の意識醸成を図る必要がある。

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
3-2-1	農地や森林の多面的機能の維持向上	(1) 地域の特性を活かしたバイオマスの有効活用	農林資源を活用したバイオマスの推進【重点】	「バイオマスタウン構想」に基づきバイオマスの利活用の推進を図ります。	—	終了事業につき評価なし	・「バイオマスタウン構想」について、計画期間（10年間）の満了に伴い、H30年度をもって終了する。 ・今後、利活用の取組が定着しているバイオマスについては積極的な利活用を継続し、一方で、利活用率の低いバイオマスやその利活用の手法については、国・県の動向や、技術革新の進展を見極めながら、各部署において利活用の推進に努める。
			地域の再生可能エネルギー等を活用した環境負荷の低減とまちの活性化（再掲）	廃棄物発電などの市内の再生可能エネルギーを電源として調達する「地域新電力会社」の設立を目指し再生可能エネルギーの地産地消を推進します。	計画どおり	・環境省の補助事業に採択され、地域新電力会社の事業採算性や地域還元方策等の詳細な検討を実施したほか、事業の範囲や収益の取扱い、行政関与について整理を行った。 ・SDGsの推進やスマートシティの形成に向け、既存事業との整合・調整を図る必要がある。	・R3年度の地域新電力会社の設立に向けて、民間事業者の募集・選定等の会社設立準備を行う。
		(2) 農地や里山樹林地の保全と活用	郊外の山地や丘陵地などの森林の管理・保全【重点】	郊外部に広がるまとまった緑の維持管理に携わる市民や企業・NPO団体等への支援を充実させ、協働による緑の保全を進めます。	計画どおり	・地域団体により見通しの悪い山林の刈払等里山林が整備され、通学路の安全確保が図られた。 ・地域の共助による里山林整備を支援について、周知促進や活用件数増に向けた取り組みが必要である。	・市民や地域団体による里山林整備事業の更なる推進のため、制度に関する広報・周知を行い、活用件数の増加を図る。
			優良農地の確保・保全【重点】	（農業企画課） 農業振興地域整備計画に基づき、一定の広がりのある農地を概ね10年以上の長期にわたり、農業上の利用を確保するため、農用地区域の適正管理を図ります。 （農林生産流通課） 市有林においては市森林整備計画に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組むとともに、民有林においては宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や新たな森林経営管理制度の推進に取り組んでいきます。	計画どおり	・農用地区域に係る問合せに迅速かつ適切に対応するとともに、農用地区域からの除外について、法に基づき適切に審査し、計画変更に係る手続きを行った。 ・今後とも適切に運用していく必要がある。 ・市有林について、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」（5か年計画）に基づき、森林整備を実施した。 ・限られた財源の中で市有林の整備を一層推進するため、企業等からの寄附援助など財源等の確保が必要である。 ・民有林について、民間事業者の支援を通じて施業量を確保した。 ・今後、「森林経営管理制度」の推進に伴い、施業量の増加が見込まれることから、林業経営者の施業量を増加させるための支援や担い手の確保が必要である。	・引き続き、農用地区域を適切に管理するため、県・関係課等と連携しながら、制度趣旨を踏まえ適切に運用する。 （農林生産流通課） ・市有林について、計画どおり適切な市有林施業を進めていく。また、企業等による援助の拡充に向け、県の「企業の森事業」との連携を実施するとともに、効果的な広報を行う。 ・民有林について、引き続き森林経営計画による民有林整備を支援するとともに経営管理制度の推進を図り、森林経営が促進されるよう集積を進める。また、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に努めるほか、ICTの活用など林業の効率化に向けた先進事例の情報収集を実施する。
			森林施業の推進	市有林においては市森林整備計画に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組むとともに、民有林においては宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や新たな森林経営管理制度の推進に取り組んでいきます。	計画どおり	市有林について、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」（5か年計画）に基づき、森林整備を実施した。限られた財源の中で市有林の整備を一層推進するため、企業等からの寄附援助など財源等の確保が必要である。民有林について、民間事業者の支援を通じて施業量を確保した。今後、「森林経営管理制度」の推進に伴い、施業量の増加が見込まれることから、林業経営者の施業量を増加させるための支援や担い手の確保が必要である。	・市有林について、計画どおり適切な市有林施業を進めていく。また、企業等による援助の拡充に向け、県の「企業の森事業」との連携を実施するとともに、効果的な広報を行っていく。 ・民有林について、引き続き森林経営計画による民有林整備を支援するとともに経営管理制度の推進を図り、森林経営が促進されるよう集積を進める。また、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に努めるほか、ICTの活用など林業の効率化に向けた先進事例の情報収集を実施する。
			農地・農業用水等の保全の推進	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業を活用した活動費支援や地域で活動する組織の運営支援を実施しています。	計画どおり	・61組織が農地・水環境の保全活動を実施した。本市の農地・農業用施設を適正に管理するため、農地の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた活動のエリア拡大が必要である。 ・また、多くの組織が抱える補助金に係る事務負担を軽減させるため、対策を検討する必要がある。	・多面的機能支払交付金制度について、農業委員や農地利用最適化推進委員などと連携し、新規組織の掘り起しや地域のキーパーソンの確保を図りながら、活動エリアの維持・拡大に取り組む。 また、組織における事務負担を軽減するため、広域活動組織の設立を検討する。
			遊休農地等の有効利用の促進	荒廃農地対策事業を実施するなど、遊休農地等の有効利用の促進に向けた取り組みを実施します。	計画どおり	・荒廃農地対策事業の活用により荒廃農地の解消が進んでいることから、農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、JAと連携しながら同事業による支援を継続する必要がある。	・引き続き、関係機関と連携しながら、荒廃農地の早期発見に努めるとともに、本事業について周知し、荒廃農地の更なる解消を図る。



基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
3-2-1	農地や森林の多面的機能の維持向上	(3) 環境にやさしい農林業の促進	農村の自然環境・景観の保全	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業を活用した活動費支援や地域で活動する組織の運営支援を実施しています。【再掲】	計画どおり	再掲3-2-1 (2)	再掲3-2-1 (2)
			環境にやさしい営農活動の普及促進	環境にやさしい営農活動に取り組む農業者に対して、必要な支援を行ないます。	計画どおり	・環境保全型農業直接支払い交付金事業を活用し、化学肥料・化学合成農薬の低減など環境保全に効果が高い営農の推進が図られており、更なる取組の普及促進に取り組む必要がある。	・引き続き、交付金事業を活用しながら、県やJAと連携し、GAP等の取組の営農支援に取り組む。
			省エネ技術等の導入促進	ICTや省エネ設備の導入支援により、省エネ技術等の導入促進に取り組みます。	計画どおり	・農家9戸にほ場環境の測定のためのICT機器の導入支援を行った。 ・一層の作業の効率化や生産物の品質・収量の向上のためICT機器等の普及を促進する必要がある。	・ICT機器によるほ場環境測定の結果をほ場環境の管理に効果的に活用するとともに、環境制御装置の自動制御にも活用し、収量や品質の向上、作業の省力化を図るモデル事業を支援し、ICT機器等の普及促進を図る。
			地産地消の推進	地場農産物・販売店等マッチング事業による宇都宮市産農産物の新たな活用などにより、地産地消の普及啓発と宇都宮市農産物の消費拡大に取り組めます。	計画どおり	再掲3-1-2 (3)	3-1-2 (3)
3-2-2	都市の緑の保全と創出	(1) 市民主体の緑化運動の促進	里山・樹林地の管理・育成につながる産学官の連携強化【再掲】	公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携し、緑地保全活動や緑の普及啓発に努めるとともに、栃木県と連携し環境保全活動団体等について情報発信を行いネットワークの構築を図ります。	計画どおり	・公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携し、計画的かつ効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全を実施した。	再掲3-1-2 (2)
			中心市街地の緑化推進【重点】	中心市街地を中心に、市街地再開発事業などと連携しながら緑化の推進を図ります。また、公共用地や民有空き地等での緑あふれる空間づくりを推進します。	計画どおり	・修景効果の高いハンギングバスケットの設置に加え、市内の高校等や緑化ボランティアと連携した中心市街地の緑化を行うなど、より華やかな緑空間の創出を図った。	緑化に対する市民意識の高揚と、市民主体による効果的な緑化活動を促進していくため、各種緑化事業がより効果的で効率的な事業となるよう、市民や事業者等への働きかけも含め、検討を行う。
		(2) 都市拠点における緑化推進	自然にふれあう機会の確保、提供【重点】	・自然に親しむきっかけづくりとして、身近にある自然を活用した各種イベント等におけるネイチャーゲーム等に加え、自然観察会等の自然に親しむ活動等を実施します。	コロナの影響による変更	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、講座や各種イベントが中止になり、自然ふれあい活動の体験者数が減少した。 ・今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、自然に親しむきっかけづくりとなる場を提供していく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じるとともに、環境学習センター等と連携して、自然とふれあう体験型プログラムを充実させていく。
			市街地の農地等の保全・活用	「都市計画マスタープラン」や「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」等を踏まえながら、都市農地の保全・活用に向けた制度運用の検討を進めていきます。	計画どおり	再掲3-1-2 (2)	再掲3-1-2 (2)
			都市緑地の保全・活用	戸祭山緑地や鶴田沼緑地について、市街化区域に残された貴重な自然環境を保全し、市民が身近に自然と触れ合う場として活用していくため、維持管理や整備を行っていきます。	計画どおり	・都市緑地を保全するための適切な維持管理のほか、市民の利便性や安全性向上を目的とした施設整備を実施した。	・(公財)グリーントラストうつのみやと連携し、各緑地の特性を踏まえた維持管理を行うとともに、引き続き、市民が身近に自然と触れ合う場としての活用を見据えた整備を実施する。
		(3) 緑と憩いの拠点づくり	身近な生活圏の公園整備	地域の特性に対応した個性ある公園整備を実施します。	計画どおり	・地域ニーズを取り入れた、宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業地内の「東峰おひさま公園」の工事が完了した。	・幅広い地域ニーズを的確に捉えるため、アンケート調査や「新しい生活様式」に対応した、3密対応の徹底や少数人数によるワークショップの実施等により、整備内容を検討し、地域の特性に応じた個性ある公園整備に取り組む。
			拠点公園の整備・活用	既存公園の新たな利活用に向け、地域ニーズを踏まえた特色ある公園整備を実施します。	計画どおり	・水上公園と隣接するにしき西児童公園の2公園間を結ぶ人道橋工事(下部・上部)が完了した。 ・水上公園に隣接するにしき西児童公園の遊具工事は完了しており、水上公園の本体公園工事は、完了に向けて着実に進んでいる。 ・「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、公園貯留施設実施設計及び貯留浸透施設整備工事を完了した。	・7月末までに公園内のすべての工事を完了させるため、工程管理を適宜実施する。

基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針	
3-2-3	水資源の確保	(1) 水を大切にすることを意識の醸成	水循環に関する教育の推進	セミナーの実施等により水循環に関する教育の推進を図ります。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校において実施した「お届けセミナー」では、R元年度を上回る応募があったため、開催回数が増加し、多くの子どものための事業に対する理解・関心を深めた。</li> <li>・今後も新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に合わせたイベントの開催、運営手法を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインの活用や少人数開催でのイベントを実施する。</li> <li>・児童が上下水道に対する興味・関心を深めるきっかけとなるよう、引き続き、水に関する実験を取り入れた内容にするなど工夫していく。</li> <li>・お届けセミナーでは、学校においてオンライン授業の環境づくりが進む中、効率的に開催できるよう、学校の希望に応じて、オンラインセミナーをモデル的に実施する。</li> </ul>
			上下水道に関する普及啓	広報紙の発行をはじめ、イベントの開催やイベント時の普及啓発用グッズの提供等により普及啓発を図ります。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催中止となったイベントがある中、広報紙の発行では、写真やイラストを効果的に活用し、上下水道事業の更なる理解促進を図った。また、宇都宮市上下水道ムービーを活用したSNSによる広報活動を展開し、水道水のおいしさや下水道の役割の重要性を多くの顧客にPRした。</li> <li>・新聞折込により配布しているが、購読世帯の減少に伴い、配布数が減少傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、上下水道事業について積極的な周知・啓発を図るとともに、オンラインを活用した新たな広報活動に取り組む。</li> </ul>
		(2) 既存水源等の保持	水質保全に関する要望活動の実施	水質活動に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組めます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度は、6月の「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」において、厚生労働省や環境省等の関係機関に対し、危機管理対策の充実や化学物質の規制強化など水道水源の水質保全対策の推進等に関する要望活動を実施した。</li> <li>・既存水源等を保持するためには、同協議会等と連携しながら、関係機関に要望していくなど、継続的な取り組みが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、同協議会等、関連する流域と連携を図り、関係機関に対して、水質保全に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組む。</li> </ul>
			水源涵養活動・水質保全	水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼を行い、既存水源等の保持に取り組めます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度は、水源涵養活動として、各水道委員会及び水源協会との協定に基づき、定期的に除草や清掃等の水源涵養活動を実施した。また、水質保全活動として、取水地点上流域の住民等へ、油流出防止や異常水発見時の報告を求めるチラシの配布を行った。</li> <li>・既存水源等を保持するためには、水源や上流域の地域住民等と協働するなど、継続的な取り組みが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、水源や上流域の地域住民等と協働し、水源涵養活動・水質保全活動を行い、既存水源等の保持に取り組む。</li> </ul>
			灌漑排水施設の整備等の推進	農業用水の合理的・安定的な確保を図るための事業を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用排水路の老朽化が進み、その維持・修繕に多額の費用を要することから、農業用水の合理的・安定的な確保を図るため、引き続き、計画的な用排水路の整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区等と連携しながら、計画的に用排水路の適切な維持修繕を進める。</li> </ul>
		(3) 水の適正かつ有効な循環の促進	宅地内雨水貯留・浸透施設の設置促進	市広報誌や局広報紙、イベント出店等における補助制度の周知をすることで、雨水浸透・貯留設備の普及促進を図ります。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も周知活動等により雨水活用や浸水被害軽減への市民理解と意識の変化を促しながら、民有地への設置を促進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充した補助制度において新たな対象者となった事業者へのPR活動を強化し、更なる設置促進を図るとともに、市民に対し「自らも浸水対策に取り組む」という意識の醸成を引き続き図っていく。</li> </ul>
			道路における雨水浸透舗装の整備	雨水地下水浸透を促進し地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路整備事業及び都市部での道路改良事業において、歩道の透水性舗装を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、雨水地下水浸透を促進し、地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進する。</li> </ul>

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
3-2-4	河川環境の 保全と創出	(1) 水辺に 親しめる空間 の創出	周辺環境と調和した多 自然川づくりの推進	河川整備については、自然環境に配慮し ながら実施します。また、市民と共に河 川環境の保全と創出に努めます。	計画どおり	・自然環境に配慮した河川の適正な維持管理に取り 組むとともに、愛護会のごみ拾いや植栽などの活動 により、環境保全を図った。	・今後も引き続き、自然環境に配慮した河川の整備や適正な 維持管理に取り組むとともに、川の日クリーン作戦のイベ ントの開催や、河川愛護グループへのイベント補助金などの支 援を通じて、親しみの向上や愛護活動の活性化に取り組む。
			河川整備の推進	溢水被害解消・軽減のための河川整備を 実施します。	計画どおり	・溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け、河川の 整備を計画的に実施した。	・各河川の整備については、現在、策定中の「総合治水・雨 水対策推進計画」における「流す」取り組みとして、中期目 標である河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、国 の補助金など財源確保に努めるとともに、地域住民や地権者 の理解を得ながら、重点的に河川整備を推進していく。
			河川維持管理の実施	河川区域内における除草や浚渫の実施な どにより、河川機能の適正な保全を進め ていきます。	計画どおり	・河川区域内の除草を計画的に行うとともに、河川 内のゴミの清掃や堆積した土砂の浚渫など適正な維 持管理を行い、河川の流水機能の確保を行った。	・今後も、河川の溢水や氾濫を防止し、適正な河川流水機能 を確保するため、護岸の修繕や浚渫などを行うとともに、河 川区域内の除草を計画的に実施するなど適正な維持管理を行 う。
3-3-1	土地機能の 維持や活用 の推進	(1) 耕作放 棄地や住宅跡 地などの適正 管理・有効活 用の促進	空き家、空き地の安全 対策の推進【重点】	空家法や空き家等条例に基づき、所有者 等に対し指導等を行うとともに、官民連 携による紹介業務等の実施により、空き 家・空き地の解消や活用に取り組みま す。	計画どおり	・指導件数のうち、空き家については約55%、空き 地については約75%の問題が解消し、紹介業務にお いては22件の成約があった。また、管理不全な状態 にある空き家がH29年度からR2年度までに約450戸減 少した。 ・管理不全な状態にある空き家は減少しているが、 空き家の総数は増加しており、さらなる対応策を検 討していく必要がある。	・増え続ける空き家等や顕在化してきた課題に的確に対応す るため、「宇都宮空き家会議」や地域住民等と意見交換等 を行いながら、官民が一体となって施策の構築に取り組む。
			優良農地の確保・保全 【重点】	農業振興地域整備計画に基づき、一定の 広がりのある農地を概ね10年以上の長 期にわたり、農業上の利用を確保するた め、農用地区域の適正管理を図ります。	計画どおり	・農用地区域に係る問合せに迅速かつ適切に対応す るとともに、農用地区域からの除外について、法に 基づき適切に審査し、計画変更に係る手続きを行っ た。 ・今後とも適切に運用していく必要がある。	・引き続き、農用地区域を適切に管理するため、県・関係課 等と連携しながら、制度趣旨を踏まえ適切に運用する。
		(2) 自然環 境における気 候変動への適 応策の推進	気候変動への「適応」 に対する理解促進【重 点】	気候変動への「適応」に関する正しい理 解を促進するための情報発信を推進しま す。	計画どおり	再掲3-3-1 (1)	再掲1-3-3 (1)
			農地・農業用水等の保 全の推進	農業・農村の有する多面的機能の維持・ 発揮を図るため、多面的機能支払交付金 事業を活用した活動費支援や地域で活動 する組織の運営支援を実施しています。 【再掲】	計画どおり	再掲3-2-1 (2)	再掲3-2-1 (2)

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
3-3-2	良好な景観の保全・創出	(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用	大谷の名勝・文化的景観保存整備事業の推進	大谷の景観の普及活動を進めていくとともに重要文化的景観選定に向けた取組を実施します。	計画どおり	・R2年度は、庁内のワーキングや庁外の有識者による保存活用計画検討委員会を実施した。景観みどり課の景観形成重点地区の指定の動きと連携して事業を進めている。	・R3年度は、大谷地区の重要文化的景観の選定申出に向け、重要な構成要素や選定申出範囲などについて庁内合意を図り、城山地区など地元への説明を行う。
			文化財の保存・活用	市民協働による文化財愛護活動を通して史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んでいきます。	計画どおり	再掲3-1-2 (2)	・R3年度は引き続き市民遺産制度への募集を行い、市民協働による文化財等の愛護活動の更なる推進を図るとともに、史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組む。
	良好な景観の保全・創出	(2) 景観形成の総合的な推進	景観計画を活用した景観づくりの推進	本市ならではの景観を保全・活用・創出し、地域特性に応じた魅力ある街なみを形成します。	計画どおり	・LRT沿線の景観形成方針に基づく良好な景観形成に向け、ワークショップや個別説明会を開催し、地域の意識の高揚と理解促進を図り、市街化調整区域区間については、屋外広告物表示等禁止地域を指定した。 ・大谷地区の特徴ある景観の保全・創出のため、個別説明会を開催するなど、地域の理解促進を図りながら、景観形成重点地区等の指定を行った。 ・大谷石建築物の保全・活用に向けて、補助制度等の具体的な支援制度を取りまとめた。	・LRT沿線（駅東口及び駅周辺区間）や釜川周辺地区等において、引き続き、地域住民・団体や関係機関との連携を図り、景観形成重点地区の指定等に向け魅力ある街並みの形成を推進する。
			景観に関する意識の啓発	景観に関する市民意識向上を図るため、関係団体と連携・協力しながら出前講座等により周知・啓発に取り組んでいきます。	コロナの影響による変更	・うつつみや百景ツアーについては、参加者数の制限など新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら、徒歩ツアーを適宜開催し、景観に対する意識の高揚を図った。 ・パネルの展示や出前講座についても適宜開催し、市民協働による景観づくりへの啓発活動を行った。 ・啓発事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況の影響により、参加者数の大幅な減少となったことから、他の啓発手法の検討が必要である。	・今後も、より多くの市民に景観に対する意識啓発を図るため、関係団体と連携して、推奨マップの作成やSNS等を活用した啓発事業などの内容の充実を図る。 ・まちなみ景観賞の開催にあたっては、SNS等の積極的な活用により、若年層を含む幅広い層に対して景観についての意識啓発を行う。
			屋外広告物の規制誘導	業界団体等と連携し、屋外広告物制度の周知及び屋外広告物の安全点検、安全管理に係る周知啓発に取り組んでいきます。	計画どおり	・広報紙や市HP等への掲載により、制度の周知及び安全管理に取り組んだ。	・今後も、引き続き、制度及び安全管理の周知に努めるとともに、広告組合との連携を強化し、優良広告物の誘導を図る。



基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
4-1-1	監視体制の整備と充実	(1) 大気汚染状況の監視	大気汚染の常時監視	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握し、その結果について公表します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM2.5など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。</li> <li>本市の大気環境は良好に保全されているが、大気汚染の状況を引き続き適切に把握する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染の年間評価を適切に行うため、引き続き、測定機器等について、適正に保守管理し、計画的に更新していく。</li> </ul>
			光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグに関する常時監視や注意喚起のほか、光化学スモッグ注意報が発令された場合における適切な周知を行います。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>光化学スモッグについて適切な監視や市の広報紙による注意喚起を行った。また、R2年度は4月～9月の光化学スモッグ対策期間中に光化学スモッグ注意報が3回発令され、発令時には、市HPや庁内放送で迅速な周知を行った。</li> <li>今後とも、光化学スモッグによる健康被害防止のため適切な監視と、注意報発令時の迅速な周知等が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染の全国的な課題である光化学オキシダントやその関連物質等の状況を適切把握していく。</li> <li>また、関係機関と連携し、迅速な周知等を行っていく。</li> </ul>
			アスベスト対策の推進	大気環境中のアスベスト濃度について調査を実施し、その結果について公表します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境測定局7地点において、年2回、アスベストの大気環境モニタリングを行い、アスベストは検出されなかった。引き続き適切に状況を把握していく必要がある。</li> <li>災害発生時に倒壊・破損した建築物等の建材からのアスベスト飛散の被害発生を防止する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な委託管理により測定精度を確保しながら、アスベスト濃度の状況把握を行っていく。</li> <li>「宇都宮市災害時における石綿飛散防止に係る対応マニュアル」に関する教育訓練を毎年実施する。</li> </ul>
4-1-2	発生源対策の充実	(1) 工場・事業者に対する指導の徹底	ばい煙等に対する指導	大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設・特定粉じん（アスベスト）排出施設に係る届出の適切な審査や当該工場・事業場への厳格な立入検査・指導を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばい煙に係る排出基準への適合状況調査を立入検査において5件実施し、全て基準に適合した。また、特定粉じん（アスベスト）排出等作業を行った56件の解体等工事の現場について立入検査を行い、アスベスト飛散防止措置が適正に実施されていることを確認した。</li> <li>建物等解体工事に伴うアスベスト飛散による被害の防止に向け、改正された法令に基づき適切に対応する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各工場・事業場や解体等工事への計画的な立入検査や指導を継続するほか、過去に排出基準を超過した工場・事業場については、立入頻度を増やすなど監視を重点的に行っていく。</li> <li>また、法令改正を踏まえ、適切に事前調査やアスベスト飛散防止措置が講じられるよう監視、指導を強化していく。</li> </ul>
			揮発性有機化合物に関する啓発	大気汚染防止法に基づき、VOC（揮発性有機化合物）排出施設に係る届出の適切な審査や当該施設を設置する工場・事業場への厳格な立入検査・指導を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出基準への適合状況調査を立入検査において6件実施し、全て基準に適合した。</li> <li>引き続き、法令遵守を徹底させるため立入検査や指導を実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各工場・事業場への計画的な立入検査や指導等を継続するほか、過去に規制基準を超過した工場・事業場に対しては、立入検査頻度を増やすなど監視・指導を重点的に行っていく。</li> </ul>
			光化学スモッグ発令時の事業者協力要請	燃料使用量が多い工場等に対して光化学スモッグ注意報発令時におけるばい煙等排出量削減について協力を要請します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と連携し、緊急時協力工場10者との光化学スモッグ注意報発令時におけるばい煙量等排出量削減に係る協力体制の維持に努めた。</li> <li>引き続き、当該体制の維持を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料使用量が多い工場、またはVOC（揮発性有機化合物）排出施設を設置する工場に対し県と連携して協力要請を行っていく。</li> </ul>
			宇都宮市環境協定の推進	宇都宮市環境協定の締結を促進します。また、締結事業者への協定基準値遵守を指導するとともに、環境にやさしい取組の実施等について推進します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、環境協定に基づき事業者による主体的な環境配慮行動を促進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境協定を引き続き推進していくとともに、対象の拡大に伴い、新たに締結対象となった工場等に対し、協定内容の説明等を行い協定の締結を促進していく。</li> </ul>
4-1-3	自動車排出ガス対策の充実	(1) 低炭素型モビリティの導入促進	蓄電機能電気自動車等の普及促進（再掲） 【重点】	電気自動車（EV）等の蓄電池利用など、新たな手法による普及拡大策を推進します。	計画どおり	再掲1-1-1（1）	再掲1-1-1（1）
			電気自動車等のカーシェアリングの導入検討（再掲）	「LRT沿線における低炭素化促進事業」における末端交通の低炭素化策の構築を目指します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>末端交通のEV化による低炭素化について、スマートシティの取組と連携した検討を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>末端交通のEV化による低炭素化に向け、民間事業者と意見交換等を行いながら課題の整理や解決策の検討を行う。</li> </ul>

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
4-2-1	監視体制の整備と充実	(1) 水質調査等の充実	河川等水質調査の実施	水質汚濁防止法や「栃木県水質測定計画」に基づき、市域の河川調査を実施します。また、異常水質事故が発生した場合には被害の抑制を図ります。	計画どおり	・水質汚濁防止法に基づき県が定めた「栃木県水質測定計画」により、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施した。本市の水環境について一部の地点で環境基準を超過しており、河川・地下水の水質の状況を引き続き適切に把握する必要がある。	・測定精度を確保しながら、引き続き河川・地下水の水質を適切に把握していく。 ・異常水質事故や地下水汚染への対応の迅速化のため、関係課と連携した研修等を実施していく。 ・また、立入検査の際に、事業者に対しても教育訓練の実施や緊急連絡体制の整備を適切に指導していく。
			地下水水質調査の実施	水質汚濁防止法や「栃木県水質測定計画」に基づき、市域の地下水調査を実施します。また、地下水汚染が発生した場合には被害の抑制を図ります。	計画どおり	・河川への油類流出等、異常水質事故が8件発生したが、すべて適切に対処した。異常水質事故や地下水汚染は未然に防止するとともに、当該事故等の発生時においては被害の拡大防止を図る必要がある。	
			公共下水道等における生活排水の監視	「生活排水処理基本計画」に基づき、適正な生活排水の処理が行われていることを確認するため、定期的な水質調査を実施します。	計画どおり	・水再生センター等の集合処理施設の放流水を調査し、水質基準に適合していることを確認した。 ・水環境の保全に向け、放流水の水質を把握し、良好な水質を維持する。	・引き続き、水再生センター等の集合処理施設からの放流水の水質調査を行う。
4-2-2	発生源対策の充実	(1) 工場等に対する指導・助言の徹底	排水水等に関する工場・事業場等への指導	水質汚濁防止法等に基づき、特定施設等に係る届出の適切な審査や当該施設を設置する工場・事業場への厳格な立入検査・指導を実施します。	計画どおり	・排出基準への適合状況調査を立入検査において58件実施し、3件の排出基準超過があったが、行政指導を速やかに行い改善させた。引き続き、法令遵守を徹底させるため立入検査や指導を実施していく必要がある。	再掲4-1-2 (1)
			水質事故未然防止に係る啓発の実施	異常水質事故や地下水汚染の未然防止のための周知啓発を実施します。	計画どおり	・有害物質を使用する工場・事業場などに対して、年3回（年末年始等の連続した休業時および台風接近前）水質事故の未然防止のための啓発文書を送付した。また、市HP等による啓発も実施した。引き続き、工場・事業場等に水質事故の未然防止を徹底させる必要がある。	・有害物質を使用する工場・事業場への文書送付や市HP等による啓発を継続していく。 ・また、水質汚濁防止法に基づき実施する立入検査において有害物質等に関する適正な管理を指導していく。
			宇都宮市環境協定の推進（再掲）	宇都宮市環境協定の締結を促進します。また、締結事業者への協定基準値遵守を指導するとともに、環境にやさしい取組の実施等について推進します。	計画どおり	・引き続き、環境協定に基づき事業者による主体的な環境行動を促進する必要がある。	・環境協定を引き続き推進していくとともに、対象の拡大に伴い、新たに締結対象となった工場等に対し、協定内容の説明等を行い協定の締結を促進していく。
		(2) 土壌汚染対策に係る指導・助言	土地の所有者等に対する指導・助言	土壌汚染対策法に基づく届出や土壌調査等に関する土地所有者等への指導・助言を実施します。	計画どおり	・土地の形質変更に係る事前相談や市HPによる周知などにより、土地所有者等への指導・助言を適切に実施した。 ・引き続き、人の健康被害防止のため、土地所有者等に法に基づく届出や土壌調査等の実施を徹底させる必要がある。	・土壌汚染の原因者等からの相談、申請に対し、法制度を詳細に説明し、被害防止に向け適正に対応するよう指導していく。
			有害物質使用事業場に対する指導の徹底	有害物質を使用する工場・事業場による土壌汚染対策法に基づく土壌調査や浄化措置等に関する指導・助言を徹底します。	計画どおり	・土壌汚染による健康被害を防止するため、立入検査時に事業者に対し法に基づき有害物質を適切に管理するよう指導を実施した。 ・1件の申請があり形質変更時届出区域に指定し、その後の適正管理や浄化措置について指導・助言を実施した。 ・土壌汚染が判明した際には、土壌調査や浄化措置等を適切に実施させる必要がある。	・土壌汚染の原因者等からの相談、申請に対し、法制度を詳細に説明し、被害防止に向け適正に対応するよう指導していく。
		(3) 地下水利用抑制の啓発	地下水揚水に関する啓発	過度な地下水利用の抑制について啓発等を実施します。	計画どおり	・「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」に基づき、地下水揚水ポンプに係る設置届を17件受理し、地下水利用に関する意識啓発を促したほか、啓発チラシを継続してHPに掲載した。 ・引き続き、地盤沈下を未然に防止するため、過度な地下水利用の抑制の必要性について、地下水利用者の理解を一層定着させる必要がある。	・地下水揚水届出時に適正な地下水使用について働きかけていく。 ・また、市HP等による周知啓発を行っていく。

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
4-2-3	生活排水対策の充実	(1) 生活排水処理施設整備の推進	生活排水処理施設整備の推進	「生活排水処理基本計画」や「下水道アクションプラン」に基づき生活排水処理施設の整備を計画的に進めていきます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道については、事業計画区域における整備を計画的かつ効率的に実施した。今後も効率的に整備を進めるため、関係機関と連携を図り、情報共有に努める必要がある。</li> <li>・合併処理浄化槽については、都市計画法に定める開発許可基準の変更（50戸連たんの廃止）により、補助金対象となる新築が減少傾向にあるが、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。</li> <li>・今後も生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発や新補助制度の周知に、継続して取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道については、土地区画整理事業や道路事業と情報共有を図り、計画的かつ効率的に整備を実施する。</li> <li>・合併処理浄化槽については、様々な広報媒体による周知啓発のほか、「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、積極的な臨戸訪問の実施による補助制度の利用勧奨や保守点検業者を活用した補助制度の周知に取組む。</li> </ul>
4-3-1	監視体制の整備と自動車騒音対策の充実	(1) 騒音調査の充実、関係機関に対する要望	自動車騒音、東北新幹線の騒音・振動、自衛隊航空機騒音に関わる調査と要望	騒音規制法等に基づき自動車騒音、東北新幹線騒音・振動及び航空機騒音に係る調査とともに周辺住民の良好な生活環境確保のため要望活動を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動の状況を適切に把握した。また、防衛省、自衛隊に対し、各1回要望書を提出した。本市の生活環境は概ね良好に保全されているが、引き続き、市域における騒音・振動の適切な状況把握や、関係機関（JR東日本、防衛省、自衛隊）への要望活動などを行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行っていく。</li> <li>・また、その結果や苦情の発生状況等を基に、関係機関等への要望活動を行っていく。</li> </ul>
		(2) 自動車騒音対策の充実	アイドリングストップの普及拡大	「エコドライブ」の普及拡大を図ります。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ通勤に関するチラシを市HPに継続して掲出したほか、工業団地内の全企業へ配布した。</li> <li>・引き続き、「エコドライブ」への意識向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連情報の収集に努め、適宜チラシの内容を見直し、継続的な市HPや配布による啓発を継続していく。</li> </ul>
4-3-2	近隣公害等への対応	(1) 工場等に対する指導の徹底	騒音・振動・悪臭に関する工場・事業場等への指導	騒音・振動・悪臭の規制等に関する各種法令に基づき、特定施設に係る届出の審査や、騒音・振動・悪臭等に関する公害苦情相談への対応を適切に実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動・悪臭等に関する公害苦情相談を73件受け付け、すべて適切に対応した。公害苦情相談が複雑複雑化しており、一層、関係課等と連携を図る必要がある。</li> <li>・また、コロナ禍の影響による生活騒音等への相談増加に対応する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害苦情に係る関係法令を所管する関係課等と連携を図りながら効果的な対応に努めていく。</li> <li>・コロナ禍により在宅時間が増加し、騒音や臭気を感じる機会が増加している状況を踏まえ、相談者に傾聴し適切に対応していく。</li> </ul>
			宇都宮市環境協定の推進（再掲）	宇都宮市環境協定の締結を促進します。また、締結事業者への協定基準値遵守を指導するとともに、環境にやさしい取組の実施等について推進します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、環境協定に基づき事業者による主体的な環境配慮行動を促進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境協定を引き続き推進していくとともに、対象の拡大に伴い、新たに締結対象となった工場等に対し、協定内容の説明等を行い協定の締結を促進していく。</li> </ul>
		(2) 近隣公害の防止に係る啓発	近隣公害の防止に係る啓発	良好な生活環境を確保するため、近隣公害の防止に係る啓発を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店への啓発チラシを改訂したほか、市HP等による事業者への啓発を行った。</li> <li>・引き続き、様々な方策により市民や事業者の意識の向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣公害防止に係るチラシの自治会回覧等により住民のモラルの向上を図る。</li> <li>・事業者の騒音振動や悪臭に係る公害苦情等の未然防止のため、事業者への市HPによる周知や啓発チラシの配布等を行っていく。</li> </ul>
4-3-3	化学物質への対応	(1) 化学物質や農薬等の適正使用、適正管理、削減の推進等	ダイオキシン類などの化学物質に係る調査及び工場・事業場への指導	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設に係る届出の適切な審査や当該施設を設置する工場・事業場への厳格な立入検査・指導を実施します。また、同法に基づく環境調査のほか、空間放射線量の調査等を実施します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス中のダイオキシン類に係る排出基準への適合状況調査を立入検査において3件実施し、全て基準に適合した。</li> <li>・引き続き、法令遵守を徹底させるため立入検査や指導を実施していく必要がある。</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水等の環境中のダイオキシン類を監視しており、継続的に環境基準を達成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類について、法令遵守の徹底を図るため、各工場・事業場や解体等工事への計画的な立入検査や指導を継続していく。</li> <li>・測定精度を確保しながら、引き続きダイオキシン類を適切に測定していく。</li> </ul>

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
5-1-1	市民総ぐるみによるもったいない運動の推進	(1) もったいない運動を活用した普及啓発	もったいない運動の趣旨を取り入れた中高生向け出前講座の実施【重点】	中高生向けの出前講座を実施し、もったいないのこころの醸成を推進します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層におけるもったいないのこころの醸成を図るため、市内中学校及び高校に対し、もったいない運動の内容を取り入れた環境出前講座の周知を行った。</li> <li>高校生に対する出前講座の実施が少ないことから、今後は高校生向けの出前講座の拡充が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、中高生へのもったいないのこころの醸成を図るため、様々な媒体を活用した積極的な周知のほか、将来世代にわたりもったいないのこころが承継されるよう、SDGsやESDの理念を基本として、もったいない運動の普及啓発及び質の高い講座を実施する。</li> </ul>
			もったいないフェア、コンクール、顕彰事業など普及啓発事業の実施【重点】	もったいないフェア等のイベントを通して子供から大人まで幅広い世代に「もったいない運動」の周知を行います。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「もったいない体操動画コンテスト」や、新しい生活様式で取り組める「もったいない」の動画発信、テイクアウトの需要増に合わせた「もったいない残しま10！」運動など、コロナ禍に対応した普及啓発活動を実施した。</li> <li>また、宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム運営本部の一員として、各種取組と合わせたSDGsの周知を実施した。</li> <li>今後は、コロナ禍に対応しながら、引き続き、市民の認知度向上・実践促進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全世代における「もったいない」の認知度向上及び実践促進のため、日常生活の中で身近に取り組める企画やSNS等による効果的な情報発信のほか、もったいない運動を通じたSDGsの普及促進などを実施する。</li> </ul>
5-1-2	もったいない運動を取り入れたイベントの開催	(1) 環境イベント等を通じた普及啓発	環境月間に合わせた周知啓発（グリーンリボン等）	職員・議員へのグリーンリボンの配布や普及啓発活動などを実施し、市民への周知を図ります。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年6月の環境月間に市職員・議員に対しグリーンリボンの配布を行うほか、市役所1階市民ホールでのパネル展示や「マイMy運動」、「もったいない残しま10！」運動を通し「もったいない」のこころの醸成を図った。</li> <li>より多くの市民にもったいない運動を実践してもらうため、今後は、実践につながる取組の強化を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、グリーンリボンの配布や庁内放送などを実施するほか、SNSを活用した情報発信を行うなど、もったいない運動の普及啓発・実践促進を図る。</li> </ul>
			「もったいないフェア」など環境配慮型イベントの実施	もったいないフェア開催により各団体が取り組むもったいない運動について市民に周知し実践促進を図ります。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「もったいない体操動画コンテスト」や、新しい生活様式で取り組める「もったいない」の動画発信、テイクアウトの需要増に合わせた「もったいない残しま10！」運動の展開など、コロナ禍に対応した新たな普及啓発活動を実施した。</li> <li>新型コロナウイルス感染症など外的要因に左右されにくいイベント形態の検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEBやSNSを最大限活用するとともに、リアルイベントとの効果的な組み合わせ等について検討する。</li> </ul>
			民間企業等と連携した普及啓発の実施	市民会議や民間企業等と連携し、市民・事業者に対して幅広くもったいない運動について周知します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々なステークホルダーで構成される「もったいない運動市民会議」と連携し、各団体の特色を生かした効果的な普及啓発を行うことにより、もったいない運動の認知度が向上した。</li> <li>もったいない運動の認知度が低い30代～40代の世代に対する効果的な周知啓発及び実践促進に向けた取組の実施が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き市民会議や民間企業等と連携し、認知度の低い30代、40代に対する普及啓発の強化を図るとともに、全世代に対する「もったいない運動」の実践促進を図る。</li> </ul>
5-2-1	環境学習の場と機会の提供	(1) 環境配慮行動に資する総合的な情報発信	携帯アプリ・SNS等ICTを活用した情報発信の推進【重点】	市民に親しみのある情報媒体を活用した情報発信を推進し、市民の環境配慮に関する意識醸成を推進します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>Facebookを活用したもったいない運動の取組やイベントの周知を行うなど、効果的な情報発信を実施した。</li> <li>アクセス数が伸び悩んでいることから、情報発信の方法にInstagramを取り入れるなど、facebook以外のツールに併せて活用が必要がある。</li> <li>ごみ分別アプリ、市HP、SNS（facebook）により、自然に親しむきっかけとなるイベント等の情報発信を実施した。</li> <li>今後も多くの市民に生物多様性の大切さについての理解促進を図るため、より市民に認知されるSNSを運用していく必要がある。</li> <li>ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用し、資源とごみの分け方・出し方に関する周知啓発に取り組むとともに、環境部のパブリシティとして情報発信に努めた。</li> <li>引き続き、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用して効果的な情報発信を行い、更なる市民の意識醸成を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続きfacebookを活用した情報発信と合わせ、新たにInstagramを活用するなど、旬な情報の発信に努め、アクセス数の増加を図る。</li> <li>今後は、生物多様性の大切さについての理解をさらに促進させるため、ツイッターを活用し、より市民に身近でわかりやすい情報発信に取り組んでいく。</li> <li>分別講習会やイベントなど、様々な機会や場、媒体を活用してごみ分別アプリ「さんあ〜る」やAI自動応答サービス「教えてミヤリー」の周知を行い、利用者を増やすとともに、これらを活用した効果的な情報発信に努める。</li> </ul>
			市民目線に立ったわかりやすい情報発信【重点】	実物の展示によってわかりやすく伝えるとともに、環境部全体の連携による効果的な意識啓発の実施について検討していきます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーンセンター下田原、エコパーク下横倉における施設見学の実施体制等について、関係各課等との調整を図り計画的に準備を進めた。</li> <li>クリーンパーク茂原の施設見学については、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ少人数の参加者を対象に実施した。</li> <li>各施設見学の参加者を増やしていくため、積極的な案内を実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や環境学習センター講座参加者に向けての周知など、引き続き効果的な広報活動に取り組む。</li> </ul>



基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針	
5-2-1	環境学習の場と機会の提供	(2) 環境学習センターを核とした環境学習の充実	環境問題や地域特性を踏まえた環境学習講座の実施【重点】	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例年実施する利用者アンケートの結果等を踏まえ、ニーズに応じた講座実施を実施した。</li> <li>・参加者の講座への満足度は高いことから、今後も市民の生活において実践につなげられるような学びを提供できる講座の実施が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止と生物多様性の保全を主軸とした講座の実施に加えて、SDGsやESDの視点を踏まえた環境学習講座についても運営する。</li> </ul>	
			教育機関と連携した環境教育の推進【重点】	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みやエコスクール認定校においてそれぞれの特色を生かした環境教育を実施したほか、環境学習センター事業において、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた講座及び施設見学を実施した。</li> <li>・みやエコスクールの拡大及びESDを取り入れた環境学習講座受講者を増やすため、学校に対し周知啓発を継続して実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年度から見学を開始するクリーンセンター下田原及びエコパーク下横倉においてもESDを取り入れた施設見学を実施する。</li> </ul>	
			自主活動グループの活動支援	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループでの活動場所や活動成果の発表の場を提供し、人づくりの推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループの活動場所として提供している環境学習センターについて、新型コロナウイルス感染症の影響により休館となったほか、活動成果の発表の場であるイベントについては中止となった。</li> <li>・自主グループについては、メンバーが固定化、高齢化していることから、自主グループの新設を促す新しい講座の検討等が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き講座やイベントにおいて、自主グループの活動成果の発表機会を提供する。</li> </ul>
			多様な機会を捉えた環境出前講座の実施	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等への案内送付や市広報誌による掲載により環境出前講座の周知を図り、多様な機会を捉えた講座を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校や広報紙、放課後子ども教室や市HP等において積極的に周知を行ったほか、企業等と連携することにより、多様な機会を捉えた講座を実施することができた。</li> <li>・今後は、持続可能な社会に寄与する人材を育成するため、一時的な学習にとどまらず、将来の生活にも役立つ講座内容の検討が必要である。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、出前講座の実施回数及び参加人数が減少した。</li> <li>・今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、学校等と連携し、生物多様性に関心を持ち、理解を深める場を提供していく必要がある。</li> <li>・様々な世代を対象にした3Rの取組に関する環境出前講座『今日から実践「3Rでエコライフ」』を実施し、3Rの重要性について理解促進に努めた。</li> <li>・引き続き、環境出前講座を推進し、環境に配慮した行動を実践できる人づくりを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、様々な媒体を活用し、広く周知を行うほか、将来世代にわたって市民への環境問題に対する意識の向上を図るため、SDGsやESDの理念を取り入れながら、質の高い講座を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じるとともに、引き続き、子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に出前講座を実施していく。</li> <li>・また、学校と連携した宇都宮学による学ぶ場を提供していく。</li> <li>・市HP等を活用し環境出前講座の周知を図るとともに、受講者のライフステージや学びたい内容に応じて講座を実施していくことにより、環境に配慮した行動を実践できる人づくりに努める。</li> </ul>
5-2-2	地域における環境保全活動を担う人材の育成	(1) 環境活動を担う次世代の人材育成	「こどもエコクラブ」の育成【重点】	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を実施したうえで活動を継続し、所管するクラブにおいて年間31回の体験学習を実施した。</li> <li>・今後は、学校等における新たな「こどもエコクラブ」設立に向けた支援が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等における新規登録については、学校教育と連携し、少子化や学校現場の繁忙状況、教職員の負担軽減等を十分勘案した上で、現実に即した対応を検討する。</li> </ul>	
			環境リーダー等の人材育成	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座の実施にあたり、教育機関や環境団体、地域団体等との連携を強化し、幅広い主体における人材育成を図った。</li> <li>・引き続き環境保全活動を担う人材育成につなげるため、各種環境学習講座の実施における連携について、一層の強化を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動に取り組む団体等に講座を実施してもらうよう働きかけを行うなど、地域団体との連携の強化を図る。</li> </ul>	
			森林ボランティアの育成	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業への理解を深め、森林の持つ公益的な機能を維持するため、森林ボランティアを育成し健全な森づくりに取り組んでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ感染症拡大防止の観点から年度内すべての活動を見送った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県において森林整備の担い手育成の一環として、ボランティアリーダー育成事業を開始したことから、事業目的と内容を精査し、市事業の必要性について見直しを行う。</li> </ul>
			みやの環境創造提案実践事業の実施	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が柔軟な発想やアイデアを活かし、本市における環境問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して助成することにより、新たな解決法策の創出と地域で環境活動を担う人材の育成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市HP等で事業のPRを行うことで、各年度の参加団体数は増加傾向にあった。(H26～R1:延べ31団体) また、もったいないフェアやエコまつり等で活動団体による取組について、広く市民に普及啓発を実施した。</li> <li>・一方で、環境活動を担う人材育成を図るため、新たな実践団体の確保や活動成果を有効活用していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、参加団体を確保するため、他団体の活動例の紹介や、環境教育に関心の高い学校・教員への訪問等を通して事業の積極的な周知を図る。</li> <li>・活動成果の有効活用するために、様々な媒体を活用した周知啓発を実施するほか、活動成果を他事業に波及させる方法や今後の事業展開について検討する。</li> </ul>

基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
5-3-1 各主体における環境配慮行動の推進	(1) 家庭におけるエコライフの促進	みやエコファミリー認定制度の推進【重点】	多くの市民に環境配慮行動の実践を促すため、みやエコファミリーに協力する事業者の拡充を図るとともに、イベント等での周知により、認定家庭数の増加を図ります。	コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベントが中止、縮小されたことを受け、コロナ禍でも出来る周知活動として市HP等による周知強化を行ったが、新規認定家庭数の伸び悩みがあった。</li> <li>・レジ袋有料義務化などの社会情勢に併せ、制度への市民の参加促進、利便性向上を図るため、事業手法の見直しについて検証する必要がある。</li> <li>・コロナ禍においても効果的な周知広報の発信方法の検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の環境配慮行動への更なる意識付けや実践の促進、電子アプリの導入などICTを活用した市民の生活環境の現状に則した制度への見直しについて検討する。</li> <li>・ウェブやSNSなどICTを活用した情報発信に併せ、自治会回覧版等の紙媒体の利用など、市民がより多く情報を受信できる様創意工夫した周知活動を実施する。</li> </ul>
		マイMy（マイバッグ、マイ箸）運動の推進	広報誌、HP、イベント等で積極的な呼びかけを行い、マイバッグ、マイ箸の利用を促す。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画の作成、配信や親子マイバッグの作成などにより普及啓発を行い、マイバック、マイ箸の利用を促進した。</li> <li>・今後はSNSの活用など効果的な普及啓発が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きマイバッグの利用促進を図るため、作成した親子マイバッグの活用や、SNSを活用した周知により、利用促進を図る。</li> </ul>
	(2) 事業所における省エネ活動の促進	Ecoうつのみや21認定制度の推進	商工会議所と連携し様々な機会を捉えながら周知を行い新規認定事業者の拡大を図るとともに、認定更新期を迎えた事業者に対しては、更新の働きかけを行います。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度末時点で累計67事業所が認定されており、事業所における省エネ活動の促進が図られた。</li> <li>・中小企業に対する同制度の認知度が低く、新規認定事業者数に伸び悩みがある。引き続き新規事業所の拡大に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業向けの周知を強化すると共に、各広報媒体や庁内外の事務所向けセミナーなどを活用した情報発信を行う。</li> </ul>
	(3) 学校における省エネ活動の促進	みやエコスクール認定制度の推進	市内全小中学校の認定に向けて、取組を広く情報発信していきます。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定校における環境配慮行動の実践事例を取り上げ、みやエコつ子通信として認定校への配布や市HPへの公表を行うことで、学校における環境配慮行動に関する情報を広く発信し、みやエコスクール認定制度の周知及び環境配慮行動の推進を図ることができた。</li> <li>・認定校の拡大及び既認定校におけるエネルギー使用量削減の促進を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市内小中学校全校認定に向けて、未認定校に対し働きかけを行うとともに、環境問題に幅広くアプローチしていくため、省エネルギーや先進的な環境配慮行動に取り組む学校の情報提供を行う。</li> </ul>
	(4) 市の率先した「もったいない運動」の推進	市の事務事業における「もったいない運動」の推進【重点】	「もったいないのころ」持って、率先して環境配慮行動に取り組む職員の育成を推進します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁掲示板への掲示や庁内放送等による周知啓発や、「もったいないEMS」の運用により、市の事務事業において「もったいない運動」を推進した。</li> <li>・庁内における更なる取組推進に向けた機運の醸成が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「もったいないEMS」の運用や研修等による周知啓発を継続的に実施することで環境配慮行動に取り組む職員を育成し、全庁を挙げた「もったいない運動」を推進する。</li> </ul>
		グリーン調達推進方針に基づくグリーン購入の推進【重点】	職員の意識啓発を図るため研修や説明会を実施し、積極的なグリーン調達を促します。	計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修や全庁掲示板への掲示等による周知啓発を行うことで、庁内におけるグリーン調達について推進できた。</li> <li>・達成率100%に向けたグリーン調達の徹底が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等における周知啓発を継続し、グリーン調達の100%達成を促す。</li> </ul>

基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗	評価	今後の取組方針
5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	(1) 環境団体の育成、連携促進	もったいない運動市民会議や環境行動フォーラムなど各種ネットワーク組織への活動支援【重点】	環境行政の情報提供や意見交換を適宜実施することでもったいない運動市民会議や環境行動フォーラム等ネットワーク組織の活動活性化を図る。	計画どおり	・環境行動フォーラムにおいては環境学習センター指定管理業務における毎月実施の定例会等、もったいない運動市民会議においては全体会議、普及部会、フェア部会をそれぞれ年数回開催し、相互の情報共有を図った。 ・継続的な情報の共有化が必要である。	・今後も定期的な意見交換を実施し、ネットワーク組織の活動活性化を図る。
			地域における環境保全活動に関する情報発信	地域団体等との連携を図りながら、積極的な広報機会を捉え情報発信を行う。	計画どおり	・宇都宮コミュニティメディア「ミヤラジ」やホームページ、SNSを活用した情報発信のほか、宇都宮まちづくり推進機構と環境学習センターの連携による釜川小水力発電の実施など、地域の環境活動に関する情報発信の場を創出した。 ・効果的な発信方法の検討が必要である。	・周辺自治会が作成する広報紙等を活用するなど、地域団体等との連携を図りながら、積極的に広報機会を捉え情報発信を行う。
			リサイクル推進員活動支援の推進【再掲】	地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進するため、ごみの分別・排出指導やステーションの管理棟の役割を担うリサイクル推進員の活動を支援します。	コロナの影響による変更	再掲2-1-1 (1)	再掲2-1-1 (1)
			環境団体相互の交流の促進	環境学習センターを核として、地域団体や福祉団体など、多様な団体が交流する機会を確保していきます。	コロナの影響による変更	・例年「チャレンジもったいない」や「エコまつり」等のイベントを開催することで、各団体が交流する場を設けてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定7回のうち6回のイベントが中止になった。	・今後も環境学習講座やイベントの開催に向けて、地域や環境団体、自主グループ、福祉団体等との連携を図る。
		(2) 協働による実践行動の促進	みやの環境創造提案実践事業の実施	学生が柔軟な発想やアイデアを活かし、本市における環境問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して助成することにより、新たな解決策の創出と地域で環境活動を担う人材の育成を図る。	計画どおり	再掲5-2-2 (1)	再掲5-2-2 (1)
			J-クレジット制度を活用したみやCO2パイププロジェクトの実施	市民・事業者による環境行動の好循環を生み出すため、市民が住宅へ太陽光発電システムの設置により生み出したCO2削減量を、国のJ-クレジット制度を活用し売買可能な価値であるクレジットに換え、市内事業者等へ売却を通じて事業者における環境活動を促進するとともに、売却益を市内で活動する学生団体の環境活動支援に活用する。	計画どおり	・プロジェクトの累積参加者数が638人、累計クレジット創出量が1,716t-CO2 (R2見込み分込み)となり、毎年一定数の参加者の確保ができた。 ・一方で、クレジット創出の対象となるプロジェクトへの参加市民の確保や、事業者等へのクレジットの販売・活用促進による事業の周知及びクレジットを購入した企業の事業活動の周知が必要である。	・プロジェクトへの参加市民を確保するために、様々な媒体を活用した周知啓発を行うほか、補助金申請者に対しては、積極的に参加を呼び掛ける。 ・クレジット販売を促進するため、クレジットの活用事例や経営的なメリットを様々な媒体で周知するなど、クレジットの活用方法や、プロジェクトの周知を図る。
			多様な主体を巻き込んだ環境活動の推進	学校やNPO法人等多様な主体が連携し環境活動を発表する機会や取組のきっかけづくりを行っていきます。	コロナの影響による変更	・新型コロナウイルス感染症の影響により、環境学習センターが主催する他の主体と連携した講座の実施や各種イベントにおける出展・展示などが中止となった。	・学校における環境学習や環境学習センターが実施する環境学習講座など、様々な機会を通して活動の連携を促すとともに、成果を報告する機会を提供する。

宇都宮の環境（環境状況報告書 令和3年度版）

発行年月 令和4年3月

発行 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 環境部 環境政策課

電話 028-632-2403

fax 028-632-3316

E-mail [u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp)